

鳥取県立まなびの森学園  
危険等発生時対処要領  
(危機管理マニュアル)

鳥取県立まなびの森学園  
令和6年4月

## 目次

1	危機管理マニュアルの基本事項	
1-1	危機管理マニュアルの目的と位置づけ	2
1-2	危機管理の考え方	2
1-3	危機管理マニュアルの運用方法	2
第二序舎 2	事前の危機管理	
2-1	現状及び危機管理の前提となるリスクの把握	3
2-2	危機の未然防止策	
①	未然防止のための体制	3
②	点検	3
③	傷病者発生防止対策	4
④	犯罪被災防止対策	4
⑤	火災予防策	5
⑥	教育活動の様々な局面における未然防止策	5
2-3	危機発生に備えた対策	
①	緊急時の体制整備	5
②	施設・設備・備品の整備	6
③	家庭・地域・関係機関との連携	7
④	避難計画・避難訓練	7
⑤	教職員研修	7
⑥	安全教育	7
3	発生時（初動）の危機管理	
3-1	傷病者発生時の対応	8
3-2	犯罪被災発生時の対応	18
3-3	災害発生時の対応	21
3-4	その他の危機事象の発生時の対応	30
3-5	校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応	31
4	事後の危機管理	
4-1	事後（発生直後）の対応	
①	生徒等の安否確認	31
②	引渡しと待機	32
③	保護者・生徒・報道機関への対応	32
④	教育活動の継続	33
4-2	心のケア	33
4-3	調査・検証・報告・再発防止等	39
3		
1	危機管理マニュアルの基本事項	

### 1-1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ

鳥取県立まなびの森学園危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という）は、学校保健安全法第29条に基づき、学校管理下で事故が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通理解し、実際危機に直面した時の対応を示してスムーズな運用ができるよう策定しました。併せて、本校の学校安全計画により施設安全点検・避難訓練等を計画し、未然に生徒等の危機の減退を図ります。

#### 【学校保健安全法（抜粋）】

- 第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。
- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては第10条の規定を準用する。

### 1-2 危機管理の考え方

危機管理マニュアルは、役割を与えられているすべての人員がそろっていることを想定したものとなっています。しかし、危機発生時に出張・休暇で教職員が学校にいないことも考えられ、想定を超えた対応を要求されることもあります。どのような場合であっても、生徒等の生命・健康等を最優先に考え、マニュアルに沿って臨機応変に対応してください。

危機管理マニュアルは、想定しうる様々な危機事象に対して、事前・発生時・事後の3段階の対応について示すことにしています。また、危機事象の「発生時の対応」については、フロー図を使って分かりやすく示しています。

### 1-3 危機管理マニュアルの運用方法

すべての教職員が危機管理マニュアルの内容を理解するため、年度当初に図上避難訓練を実施するとともに、危機管理マニュアルの保管場所を周知し、日頃から手に取っていただくようにします。

事象発生の場合に備えて、危機管理マニュアルを職員室（教頭席後方・出入口横）・保健室・県教育センター総務課（施設管理者）に備え置くこととします。なお見直しについては、年度末検討時に項目を挙げて議論をすすめ、改善点を翌年度までには反映させます。

## 2 事前の危機管理

## 2-1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握

通常、本校教育活動は夜間に実施することを踏まえて、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災）」の3つの観点から多様な想定をしておく必要があります。

まず本校は、最寄りの湖山川から約300m、海拔9.4mにあります。鳥取市のハザードマップ、国土交通省ハザードマップによると、洪水、内水、高潮、土砂災害、津波による被害の危険性が想定されている場所ではありませんが、砂州の地形に位置するため強い地震によって液状化する可能性があります。

特に、夜間に教育活動を実施するうえに、生徒の通学区域は全県域であり、昼間以上に移動や帰宅が困難な状況に陥る可能性があります。このようなことから、万が一災害が起こった場合には、学校内の安全を確認して学校に留まることや、災害の危険から命を守るために緊急的に指定緊急避難場所（鳥取湖陵高等学校野球場、鳥取市立湖東中学校グラウンド）に避難したり、災害の危険性がなくなるまで指定避難所（鳥取市立湖東中学校校舎）に必要な期間滞在したりすることも考えられます。

また、夜間における登下校時の様々なリスクを想定し、交通安全や犯罪被害防止などの対策を講じる必要もあります。

## 2-2 危機の未然防止策

### ①未然防止のための体制

- ・平常時の学校安全管理に関する組織体制（役割分担）

【 校長 - 教頭 - 事務長 】 …… 意思決定・情報集約

【 教務主任を中心として各教職員 】 …… 情報収集

【 担任・各教職員 】 …… 生徒への伝達、避難誘導等実務

※出張・休暇等で不在の場合は、それぞれカテゴリーの中で役割を果たします。

### ②点検

- ・本校は、学校保健安全法施行規則第28条に基づき、定期・臨時・日常の3種類の安全点検を計画しています。

学校保健安全法施行規則

（安全点検）

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

- ・定期的には、学期に1度実施し、緊急の安全点検が必要な場合は臨時的に実施、日常では生徒登校前の時間を活用して実施します。
- ・危険箇所を洗い出すために、県教育センターと連携し点検を行います。

- ・安全点検の流れ
  - a 安全点検担当者（教頭）及び担当教職員が「校舎安全点検表」の内容に基づき校舎内各所、校舎外周の点検を行う。
  - b 危険箇所・修理が必要な欄に☑チェックを入れ、その内容を記載する。
- ・点検後の処理
  - a 校舎安全点検表を教頭→校長に稟議し、「処置の内容」（修繕、撤去等）については事務長と協議し対応を決定する。
  - b 必要な修理・撤去・購入等の手続きを行う。
  - c 処置が完了したら、校舎安全点検表に「処置完了」の概要がわかるように記録しておく。
- ・この安全点検の状況等については、必要に応じてヒヤリ・ハット事例として教職員及び生徒に周知する。

### ③傷病者発生防止対策

- ・突然死や負傷や感染症拡大などを防止するため、日常的に生徒の健康観察を行います。
- ・突然死や病状悪化を防止するため、持病を持つ生徒については入学時に本人・保護者等と面談を行い、状況を把握するとともに緊急時の対応を確認します。また、保健調査票や面談記録シートを活用し、生徒の疾病情報を管理し、教職員周知を行います。
- ・保健日より、校内掲示板等を活用し、熱中症予防や感染症予防の情報を生徒に発信します。また、保護者等にはホームページやSNSなどを活用し、情報発信をします。
- ・感染症拡大等の際には、手洗いと換気の奨励などの感染症予防や熱中症予防について呼びかけるほか、個別の助言も行います。
- ・学校内に危険な物や場所はないか、教職員で日常的に安全点検を行います。
- ・徒歩、JR、バス、自家用車などの通学方法に応じ、登下校時の交通安全、防犯などについて注意喚起します。
- ・熱中症を予防するため、多湿季等著しく不快と判断される場合は冷房を実施し、授業中も適切な水分補給を促します。（※あくまでも県の規定の範囲内で実施すること。）
- ・アレルギー疾患を持つ生徒の情報は、全教職員で情報共有を図り対応することとします。
- ・食物アレルギー・アナフィラキシーを予防するために、保健調査票でアレルゲンを把握するとともに、エピペン研修を全教職員を対象に実施します。

### ④犯罪被災防止対策

- ・不審者侵入を防止するため、校舎出入口に防犯カメラを設置し、職員室モニターで把握できるようにしています。また、外来者については、事前に約束したり、受付で用件等を確認したりした上で校舎への入館を許可しています。
- ・生徒がインターネット上の犯罪の被害者・加害者にならないために、情報モラルの学

習を実施します。

### ⑤火災予防策

- ・本校の防火予防策として、火災報知機等の設備点検を実施しています。
- ・避難訓練を計画・立案し実施します。
- ・火災発生時には、下記任務分担表を基本の役割として対応します。

<任務分担表>

【任務】職員	任務の概要	避難場所
【総括】 校長、教頭、事務長	○消火・防火活動の総括 ○消防署、警察署、県教育委員会への連絡 ○保護者等への連絡指示	○1次避難：県教育センター駐車場 ○2次避難：湖東中学校グラウンド
【安全点検・消火】生徒指導主任、各教職員（教頭、事務長）	○初期消火、消火活動 ○被害状況調査	
【救護】養護教諭	○負傷者確認、応急救護	
【安否確認・避難誘導】教科担当教員、担任	○避難場所及び安全な場所への誘導 ○人員確認・報告	

### ⑥教育活動の様々な局面における未然防止策

- ・各教科の学習時間帯には、教科担当者が実施場所の環境に気を配りながら実施し、異常がある場合には管理職に連絡をして、改善に努めます。
- ・体育などの実技教科の場合は、生徒の健康状況の把握に努め、準備運動等の時間をとり、傷病の防止に努めます。
- ・校外活動や校外行事に関して、事前指導を通して安全の確保に努めることを徹底します。

## 2-3 危機発生に備えた対策

### ①緊急時の体制整備

- ・職員の非常参集について

危機状況	発生事象	台風・大雪・大雨等	地震
		集合基準	・JR運休 ・各種警報発令 ・警戒レベル3～5の発令
平日	集合場所	・職員室	
	参集対象	・校長、教頭、事務長、教務主任	
	その他	・教職員を職員室に集め、決定事項を伝達	・教頭、教務主任または授業中でない教職員が、各教室等で生徒対応中の教職員に決定事項を伝達（湖東中体育館へは担当教員に電話または現地に行く）
休日勤務	連絡方法	・Google classroom等、電話連絡（管理職、関係教職員）	
	参集対象	・校長、教頭、事務長等 （場合によっては、学校集合）	

時間外	その他	・決定事項を教職員、生徒、保護者等に連絡 (Google classroom)	・決定事項を教職員、生徒、保護者等に連絡 (Google classroom)
-----	-----	---	---

- ・非常参集途上、大雨・大雪・地震等による車両通行止め等のため学校に向かうことができない場合は、無理な出勤はしません。
- ・事故・災害発生時の学校安全管理に関する組織体制（役割分担）  
【 校長 — 教頭 — 事務長 】 … 意思決定・情報集約  
【 教務主任を中心として各教職員 】 … 情報収集  
【 担任・各教職員 】 … 生徒への伝達、避難誘導等実務  
※出張・休暇等で不在の場合は、それぞれカテゴリーの中で役割を果たします。
- ・生徒・保護者等・教職員・関係機関との緊密な連絡のため、連絡手段として学校ホームページ・電話連絡・SNSを想定しています。特に生徒については、Google Classroomを活用することも想定しています。
- ・危機（台風、大雨等）発生の際の生徒の登校の判断については、「気候条件等に伴う学校の臨時休業等の基準について」（P. 24 記載）にも記載しているとおり、生徒は「自らの命は自らが守る」意識をもって慎重な判断を行うことを担任等が繰り返し生徒に周知を図ります。

## ②施設・設備・備品の整備

- ・事故・災害発生時においては、テレビからの情報収集、インターネットによる気象庁やJRなど関係機関発表の情報収集、県教育委員会のMCA無線やJアラート（県教育センターに機器設置）の活用、停電時に利用するための防災ラジオを準備します。
- ・災害状況下での停電を想定して、非常灯の整備、懐中電灯や連絡用のハンドマイク等を準備しています。
- ・火災をはじめとする災害発生時の緊急持ち出し品は、生徒の出席簿（補助簿）だけであり、通常の授業中であれば教科担当者はそのまま出席簿（補助簿）を持ち出します。全校生徒名簿は職員室の所定の場に置き、①教頭、②教務主任、③職員室在室者（不在時は①②③の順で対応）が持ち出します。
- ・重要書類の滅失等を防ぐため、紙媒体で残すものについては耐火金庫に保管しておきます。
- ・事故・災害等の対応に用いるための校舎図面は、学校要覧に記載されていますのでこれを活用します。
- ・事故・災害等の対応を記録するための様式を別途定め、教務主任または担当として割り振られた教職員が記録し、教務日誌に綴じこむようにします。
- ・事故・災害等に備えた備品等について、内容・保管場所等を事務長が整理・管理するとともに、定期的な確認・更新を行います。

### ③家庭・地域・関係機関との連携

- ・危機事態の発生に備え、学校における生徒の引き渡し方法や下校方法について、学校運営協議会に諮るとともに、生徒・保護者等と相談・確認し対応を決めておきます。
- ・危機事態の発生時には、管理職が鳥取県教育委員会事務局小中学校課に連絡を取り、第一報を入れます。本校として実施を考えている対応を提案するとともに、小中学校課の指示を受けて対応します。

### ④避難計画・避難訓練

- ・本校では火災における避難計画を主軸に、地震災害、不審者侵入を想定した訓練を実施します。
- ・担当教職員は管理職と相談しながら、夜間時のリスクを踏まえた避難計画・避難訓練を立案します。職員会議で計画を協議して訓練を実施し、反省にもとづいて次の計画を立案します。なお、避難訓練については状況想定型訓練としています。

### ⑤教職員研修

- ・担当教職員は、年度当初の図上避難訓練や必要な職員研修を立案します。
- ・学校安全に関する校外研修等には、内容に応じて教職員を派遣し校内に還元します。

### ⑥安全教育

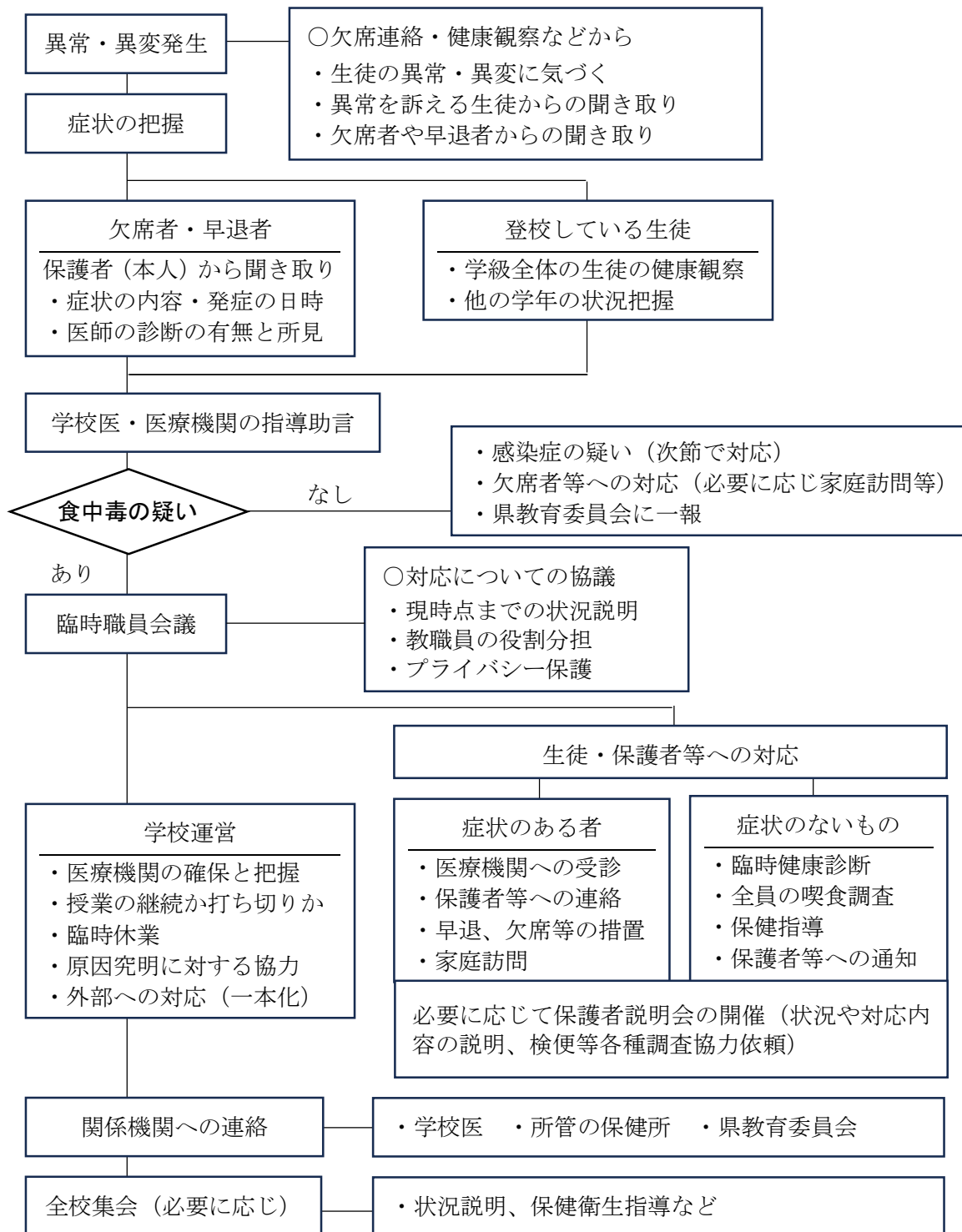
- ・生活安全について生徒に注意喚起を行い、救急対応、熱中症や感染症予防、防犯対策等に努めます。
- ・交通安全については、登下校時の交通ルール遵守のほか、特に自家用車等で通学する生徒には、夜間時や悪天候時のリスク、学校周辺の住宅街道路での徐行など、安全運転に留意することを周知徹底し、事故防止に努めます。
- ・災害安全に関して、本校では臨時休業等の基準について定め、このなかで「自らの命は自らが守る」ことを基本に行動するよう提唱します。
- ・安全教育の内容や計画については、多様な生徒の状況に応じ実効性があるものとなるよう、適宜見直し調整を行います。



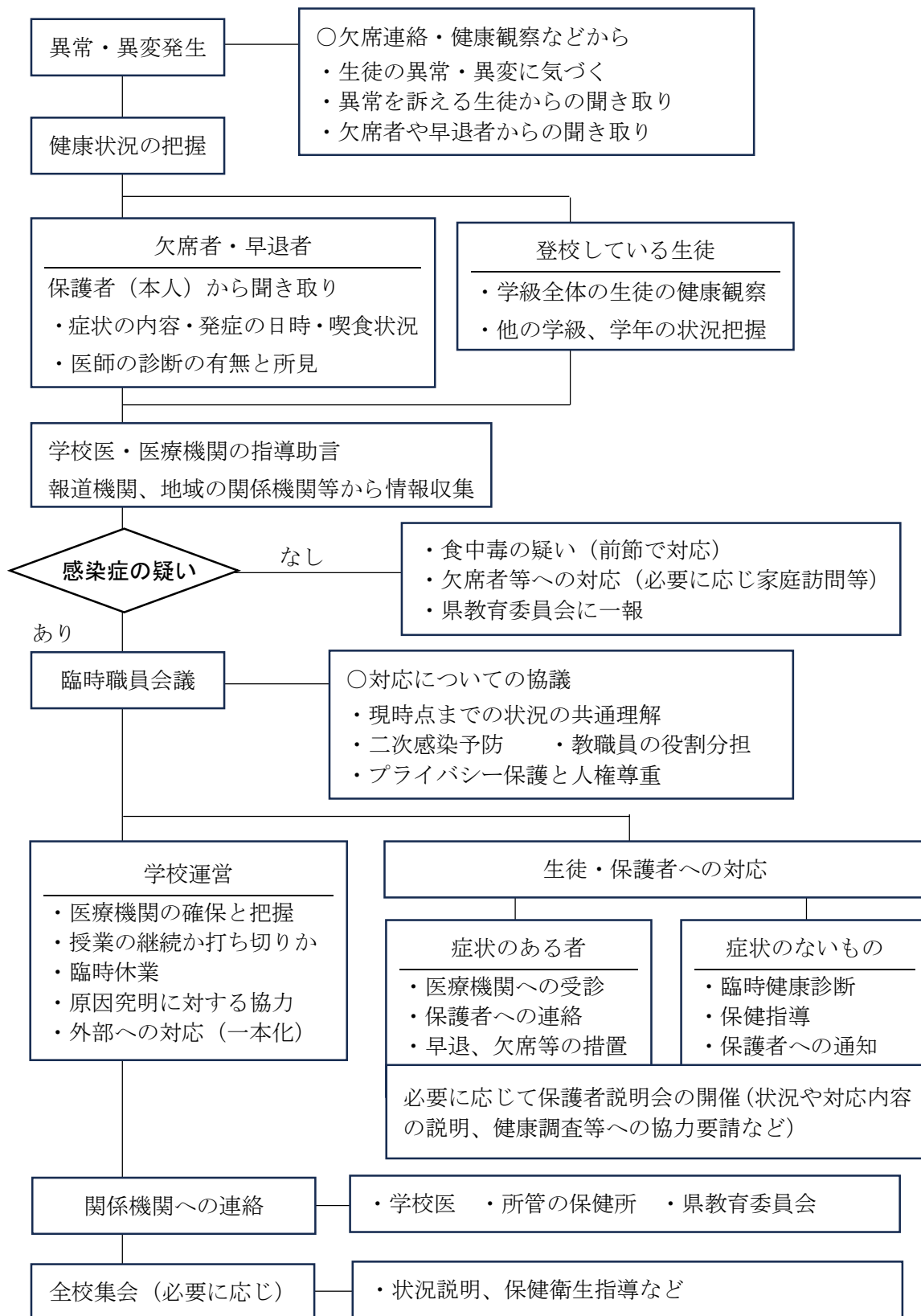
### 3 発生時（初動）の危機管理

#### 3-1 傷病者発生時の対応

##### (1) 集団食中毒発生時の対応



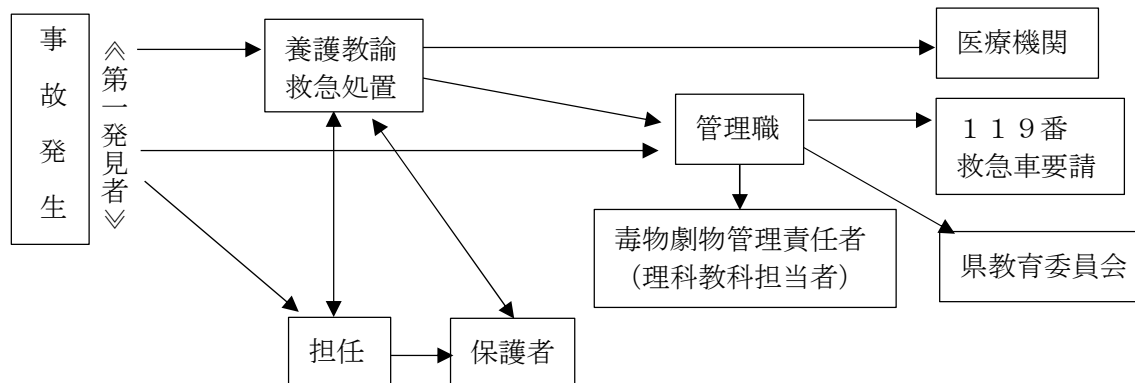
## (2) 集団感染症発症時の対応



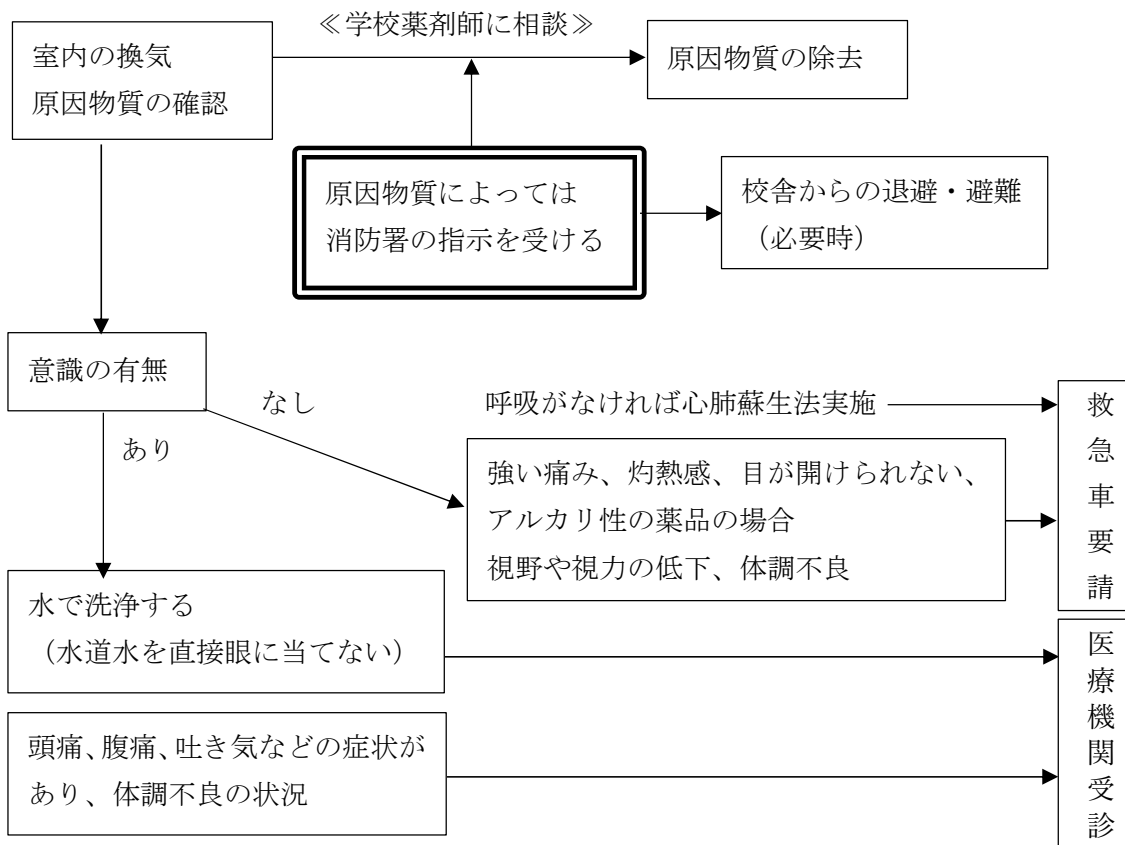
(3) 薬品事故発生時の対応

A 目に入った場合

① 救急体制・連絡網



② 初期対応の概要



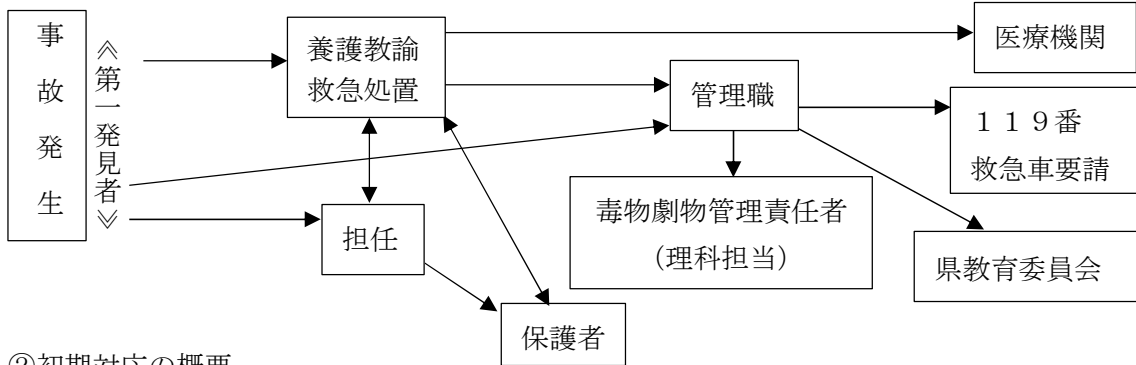
③ 学校医・薬剤師への報告

④ 教職員への周知

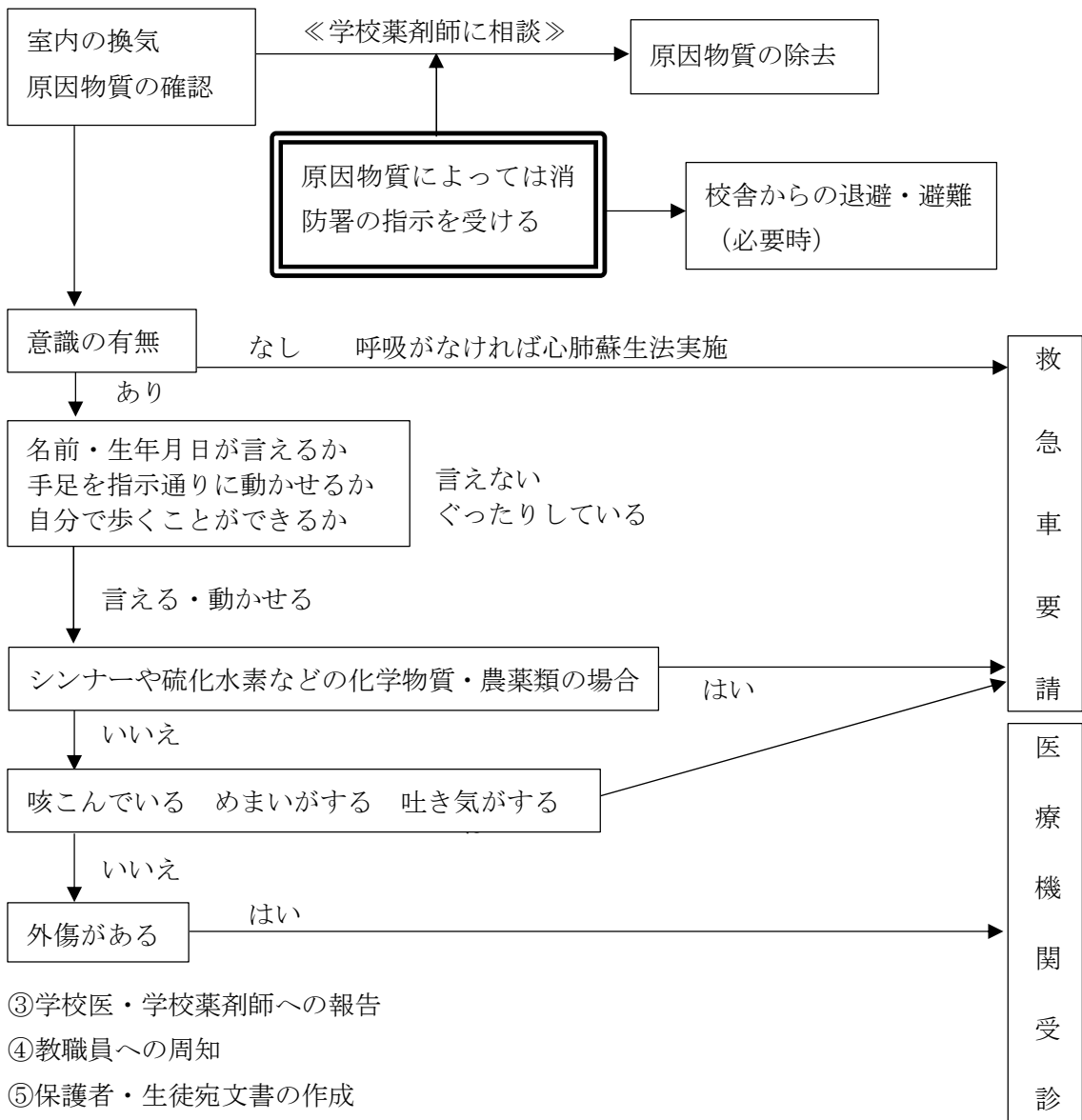
⑤ 生徒・保護者等宛文書の作成

## B 吸入した場合

### ①救急体制・連絡網



### ②初期対応の概要



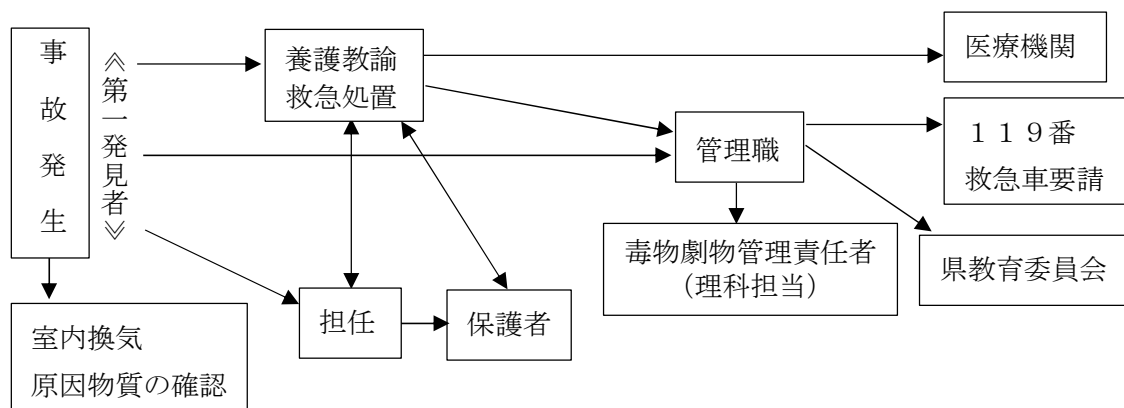
### ③学校医・学校薬剤師への報告

### ④教職員への周知

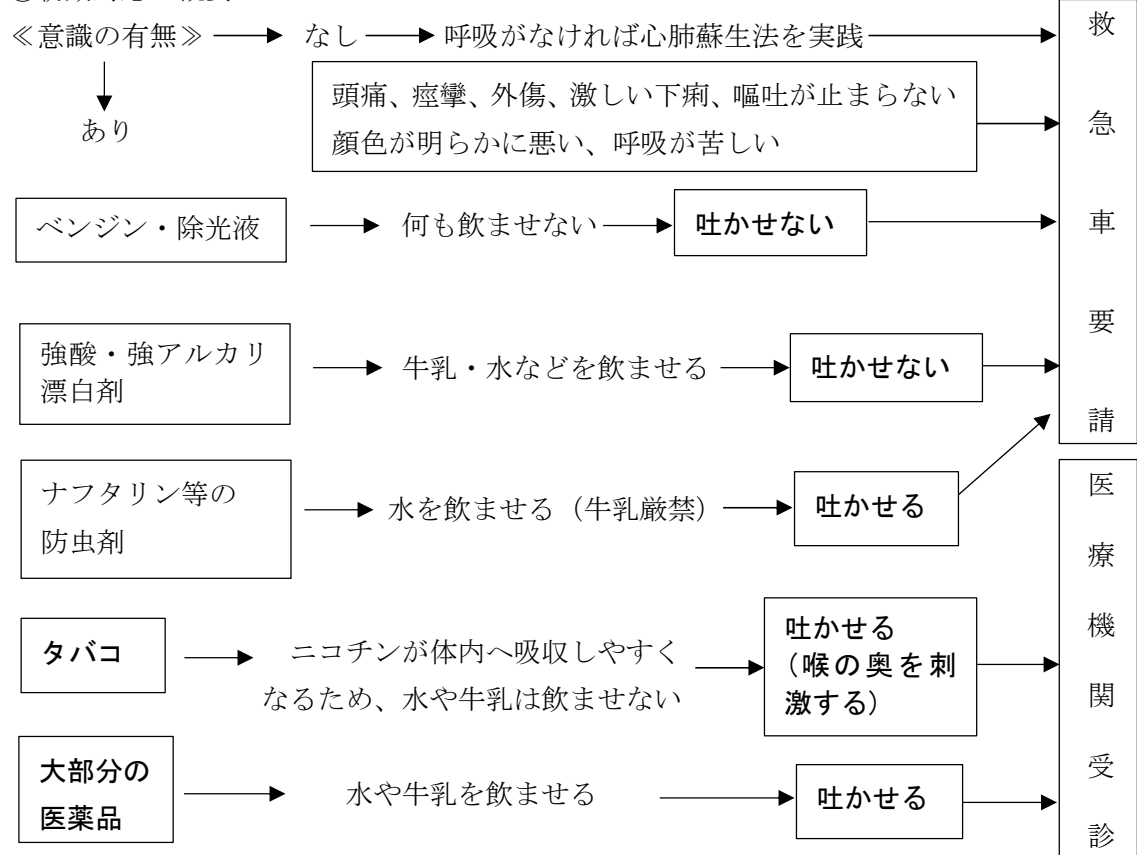
### ⑤保護者・生徒宛文書の作成

### C 誤飲の場合

#### ①救急体制・連絡網



#### ②初期対応の概要

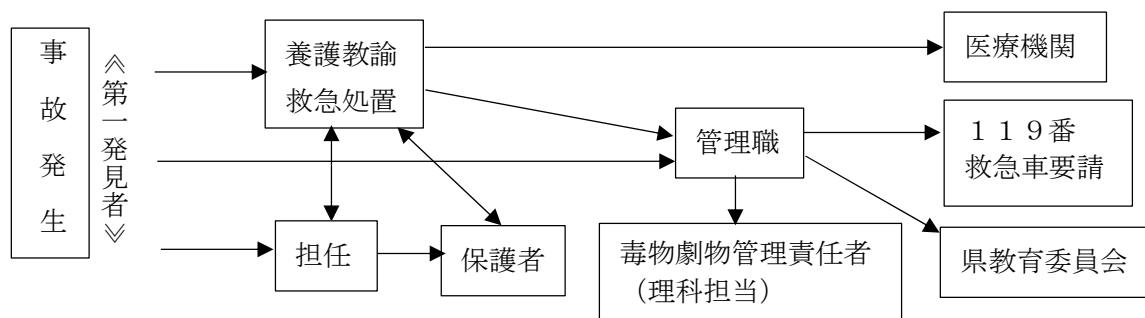


**重要！！ 医療機関を受診する場合は、誤飲した物を持参すること！**

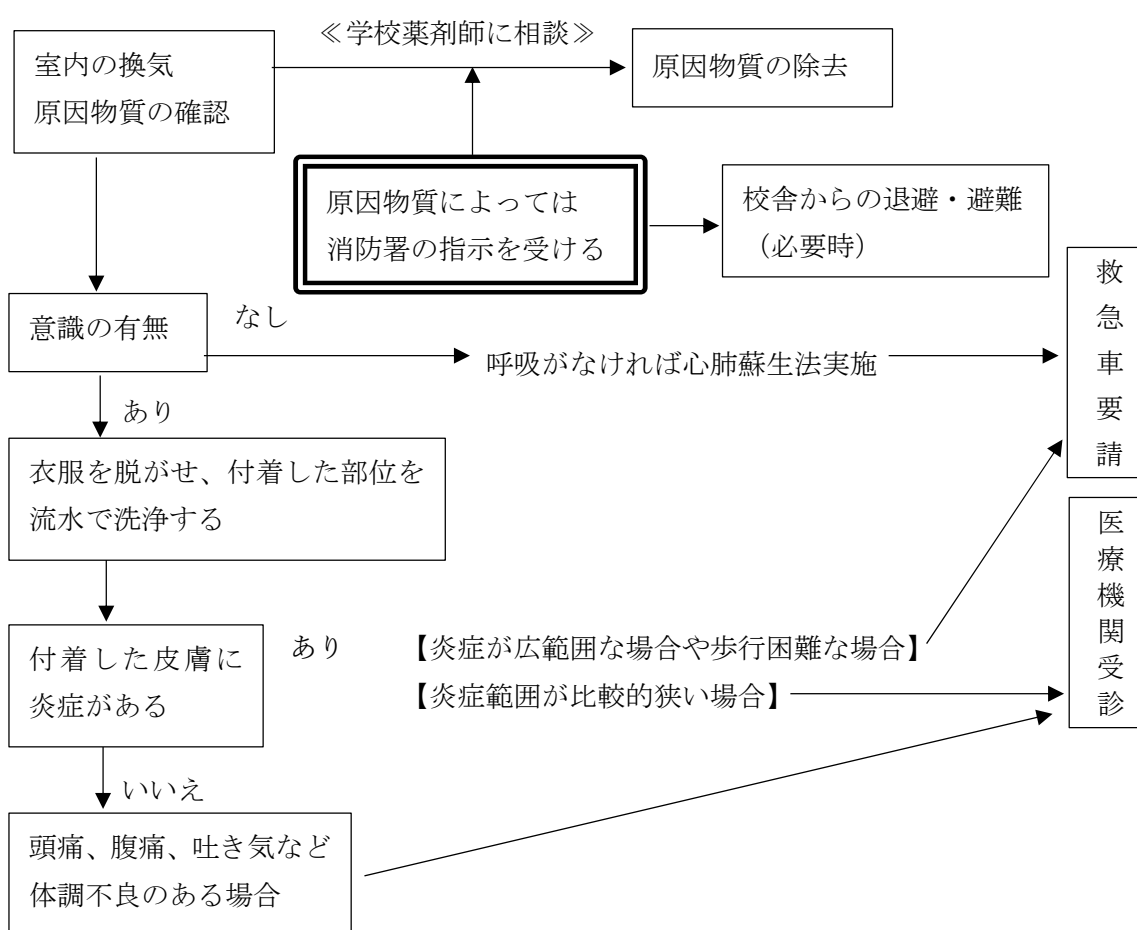
- ③学校医・学校薬剤師への報告
- ④教職員への周知
- ⑤保護者・生徒宛文書の作成

## D 薬品が皮膚に付着した場合

### ①救急体制・連絡網



### ②初期対応の概要

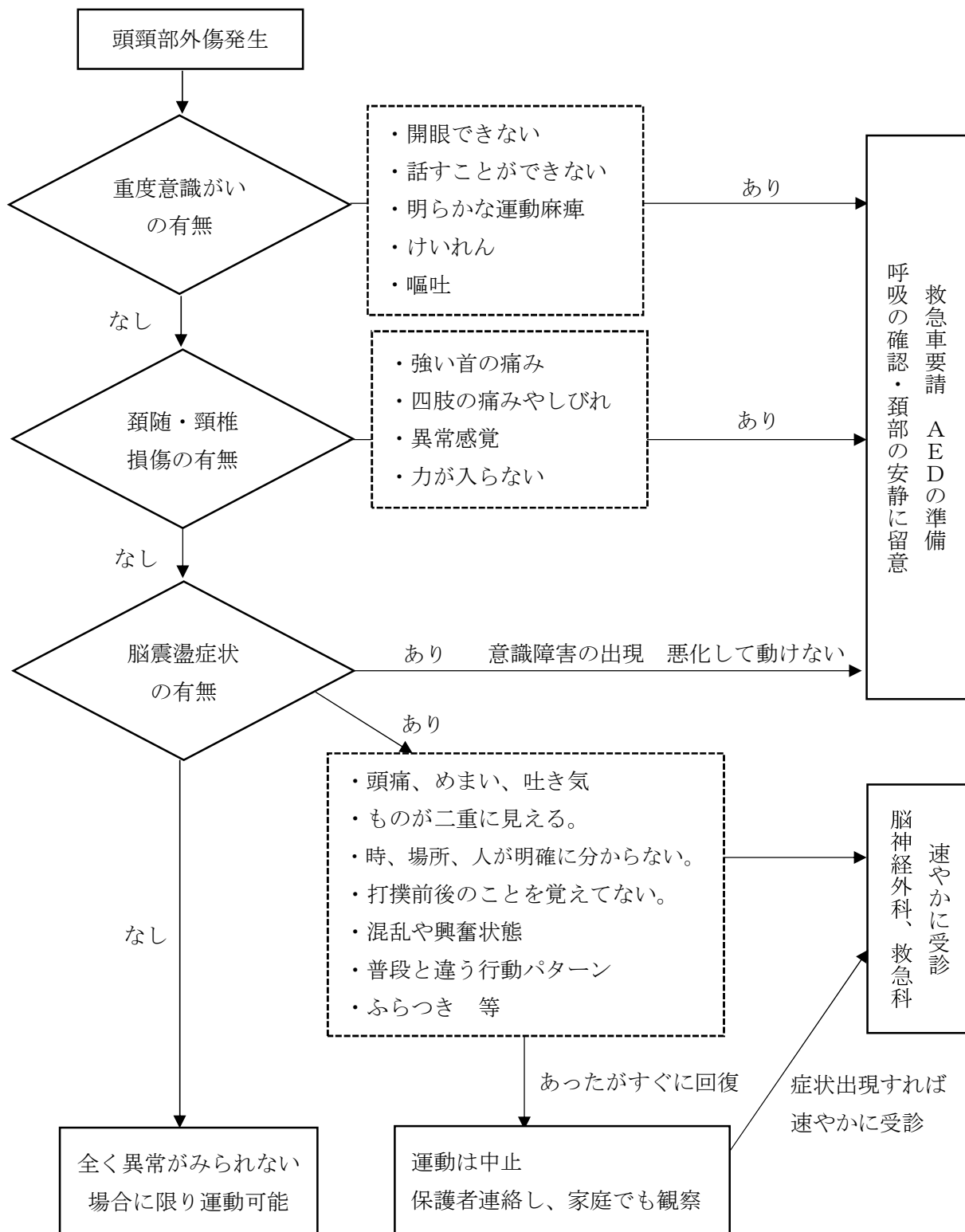


### ③学校医・薬剤師への報告

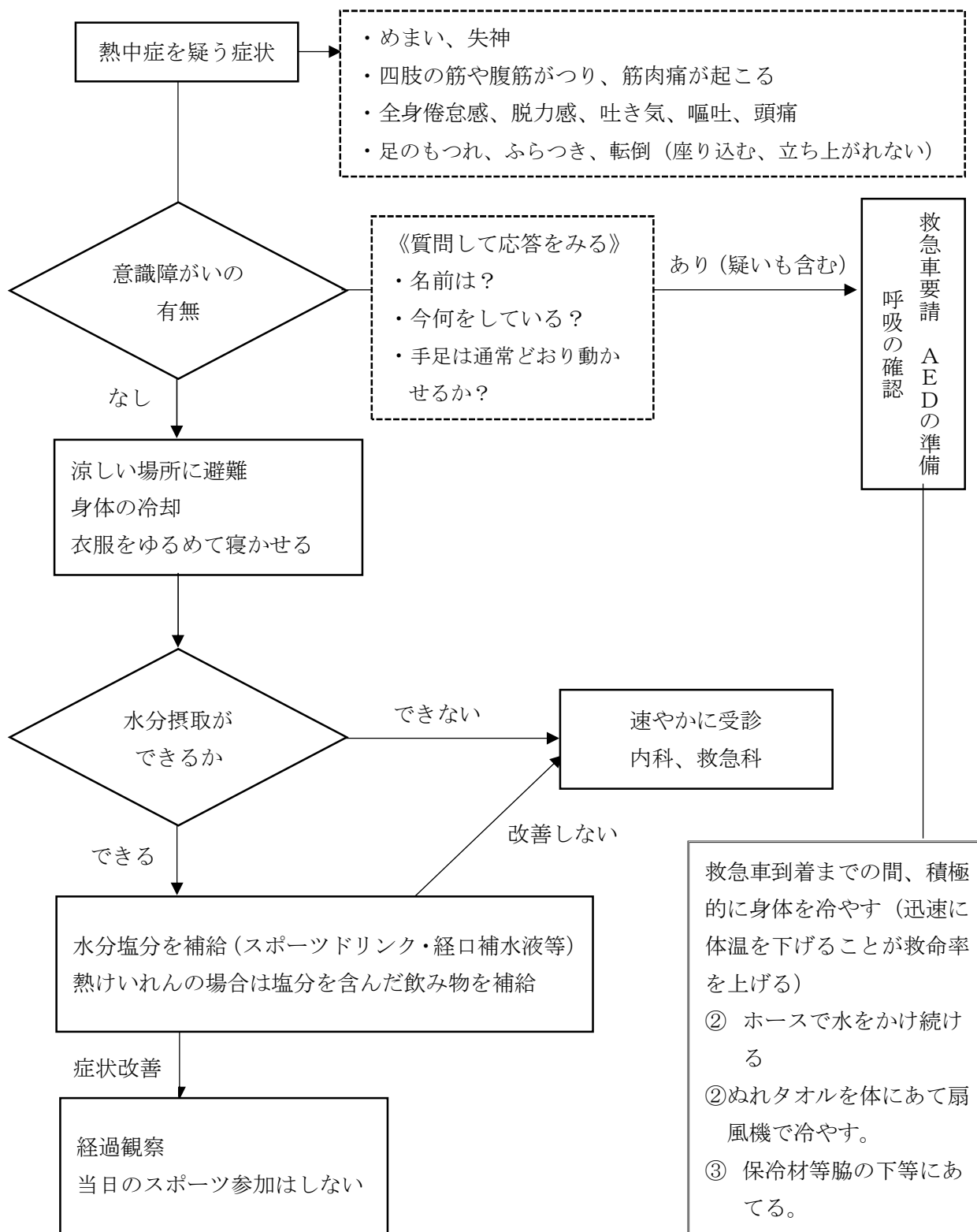
### ④教職員への周知

### ⑤保護者・生徒宛文書の作成

(4) 頭頸部外傷が発生した場合



(5) 熱中症が発生した場合





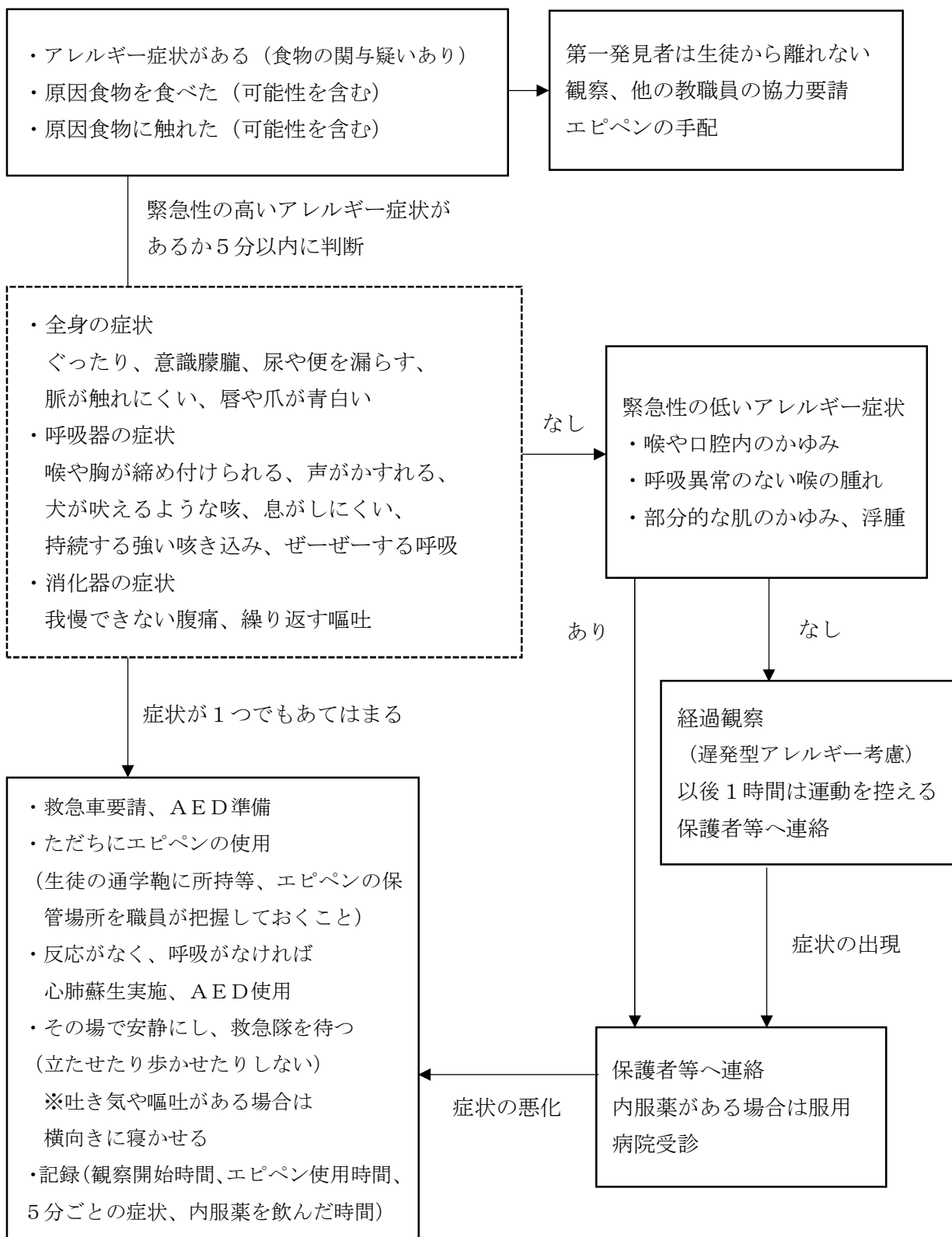
## A 暑さ指数に応じた活動の目安

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活 活動の目安	日常生活における 注意事項	熱中症予防運動指針
31℃以上		外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。
28～31℃	すべての生活活動で起こる危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 熱中症の危険が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10分～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 積極的に休憩をとり適宜水分・塩分を補給する。30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

## B 熱中症防止の留意点

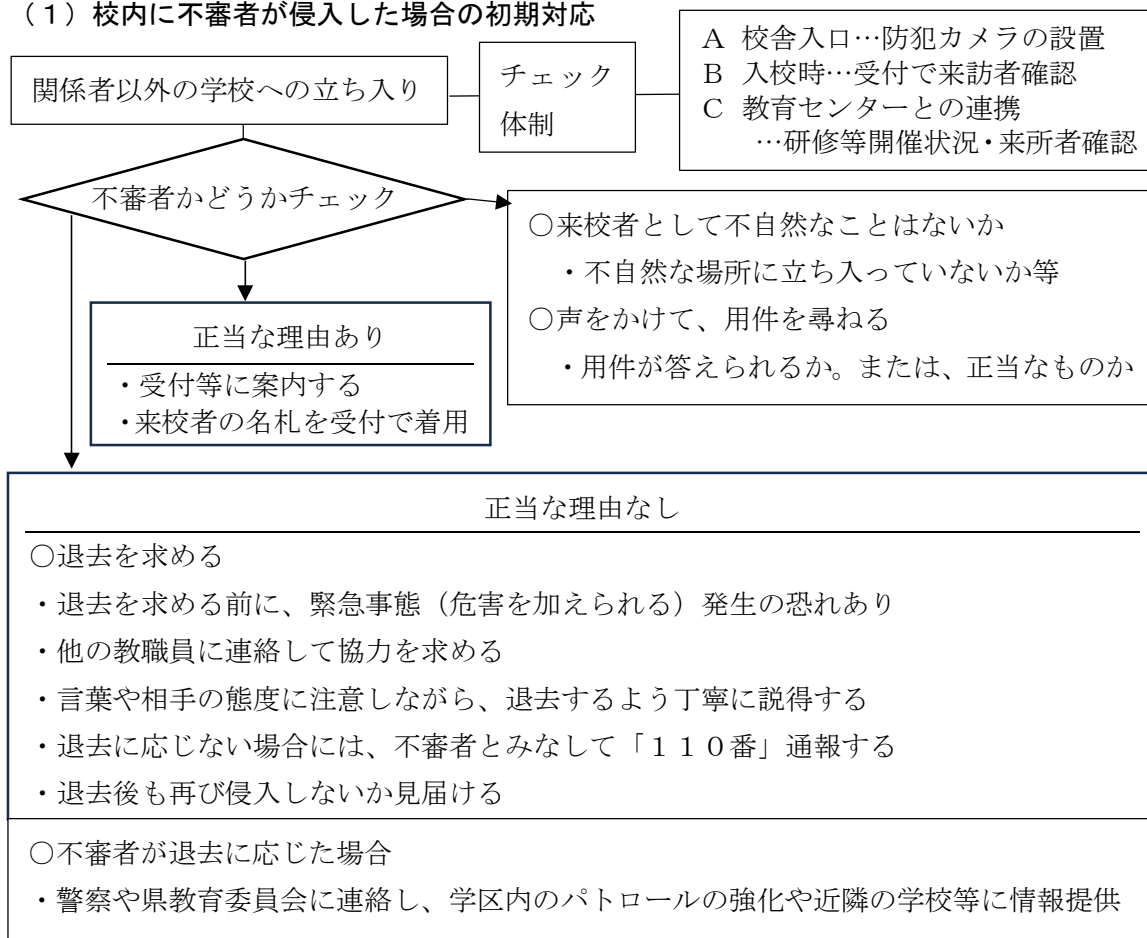
環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日光、風の有無：夕方以降で気温が下がっていても、日光の下での活動や風がない状態での活動は状況によって避ける。</li> <li>・高い湿度：特に梅雨時や夏季は多湿のため、蒸し暑い状況に注意する。</li> <li>・急激な暑さ：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。</li> </ul>
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。</li> <li>・健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中や運動後の健康観察を行う。</li> <li>・暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。</li> <li>・衣服の状況など：衣服は透湿性や通気性のよい素材とする。</li> </ul>
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動の強度、内容、継続時間：ランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。</li> <li>・水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。</li> <li>・休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。</li> </ul>

(6) 食物アレルギーによるアナフィラキシーショックが発生した（又は疑われる）場合

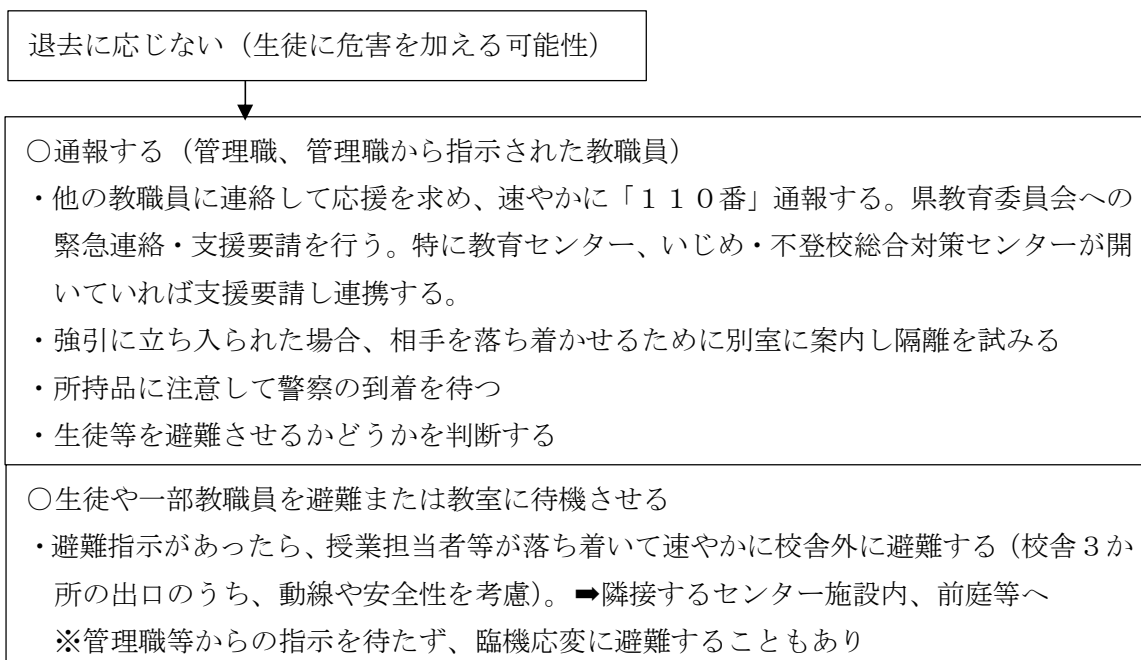


### 3-2 犯罪被災発生時の対応

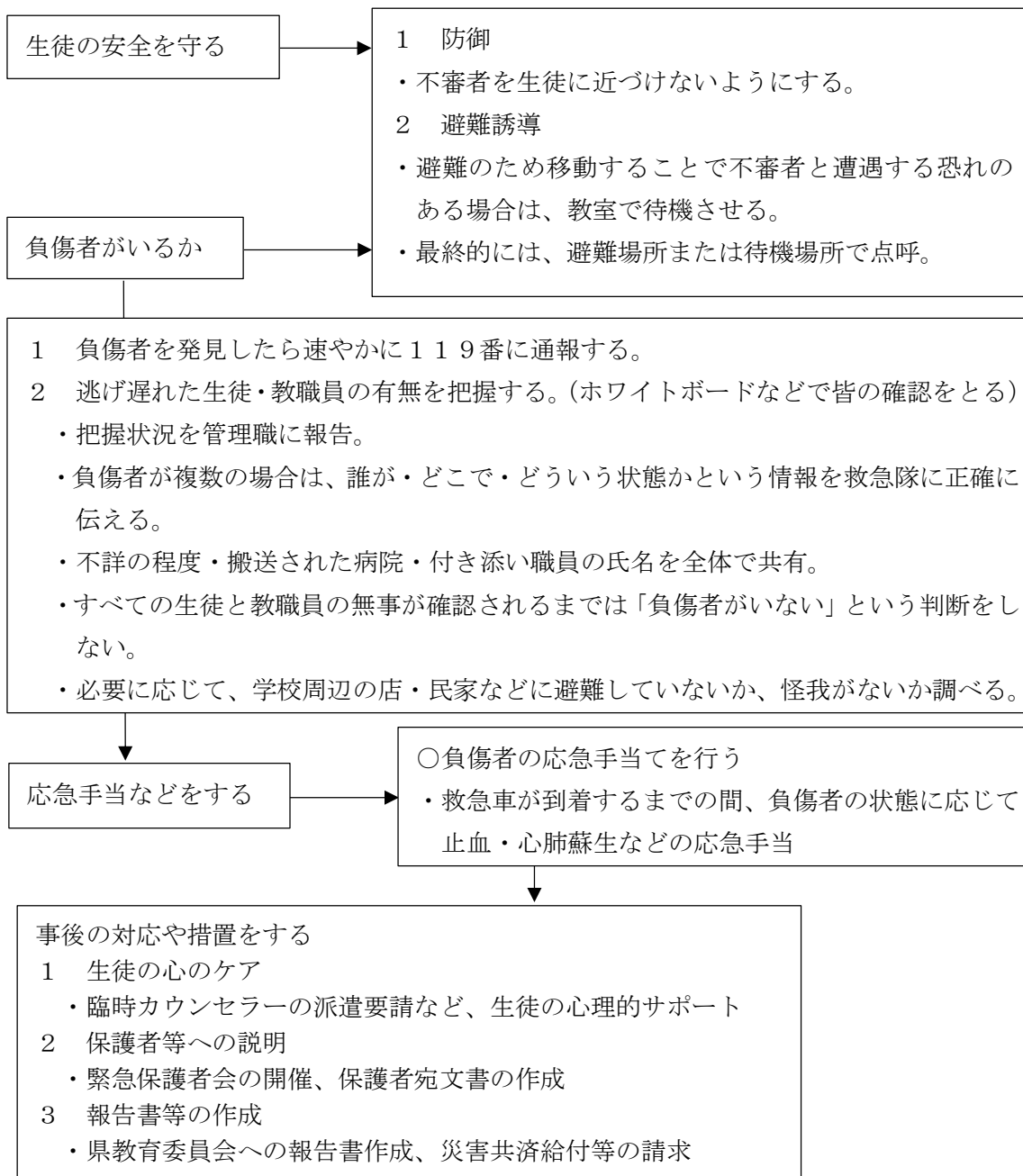
#### (1) 校内に不審者が侵入した場合の初期対応



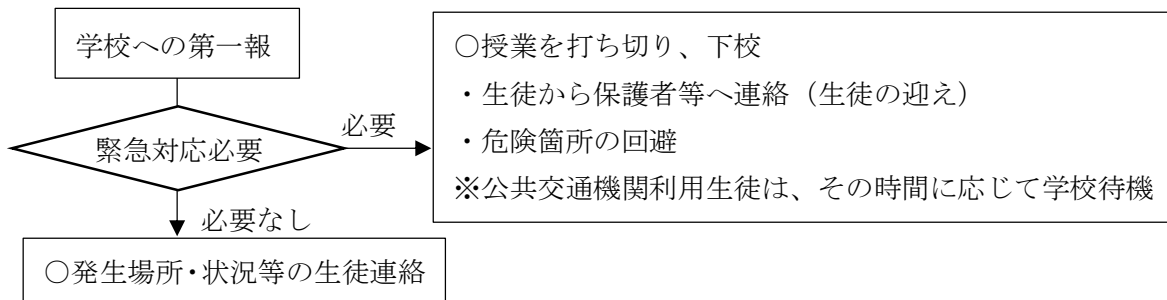
#### (2) 緊急事態発生時の対応



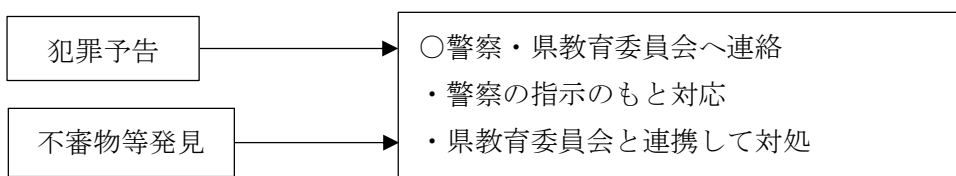
### (3) 緊急事態発生 事後の対応



(4) 近隣での事件や不審者の発生情報を得た場合

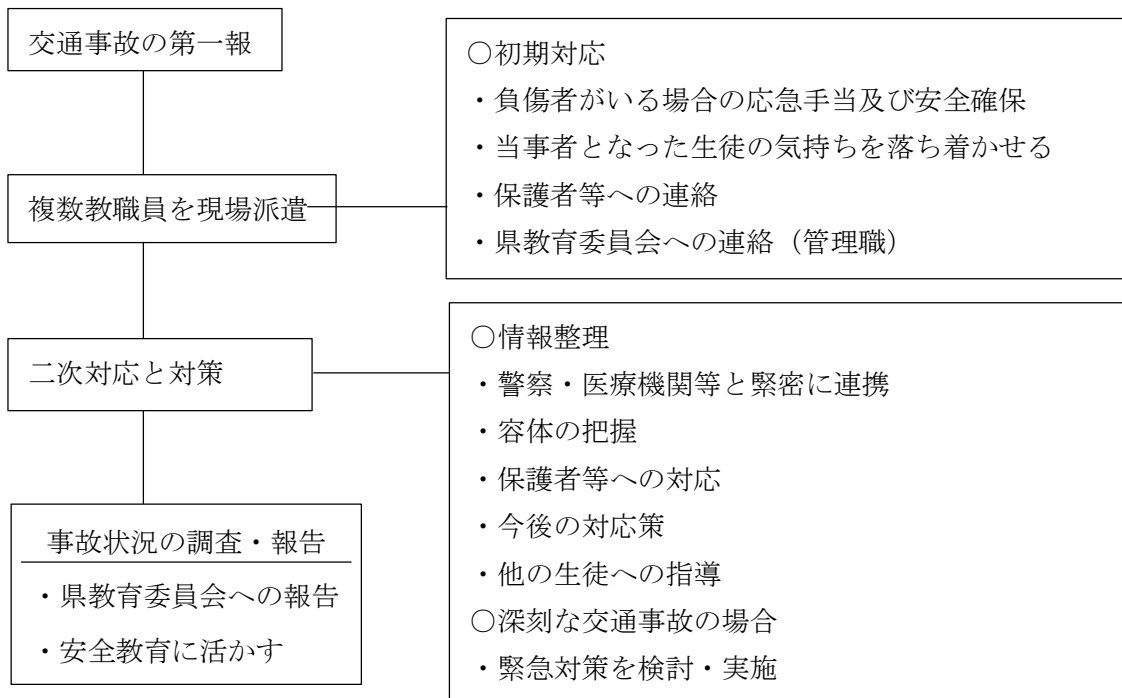


(5) 学校への犯罪予告や校内に不審物等があった場合



3-3 交通事故発生時の対応

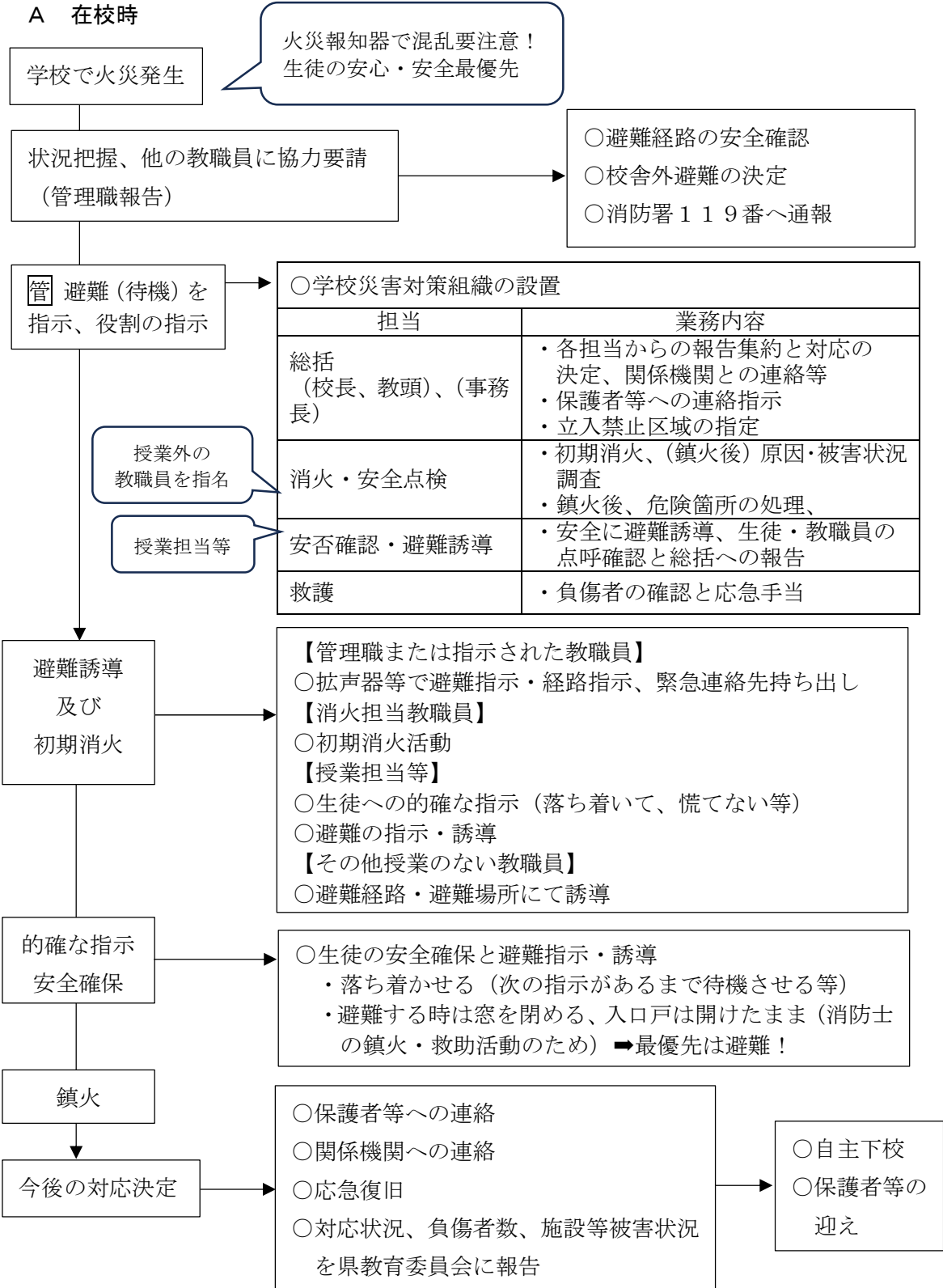
○登下校中などに生徒がかかわる交通事故が発生した場合



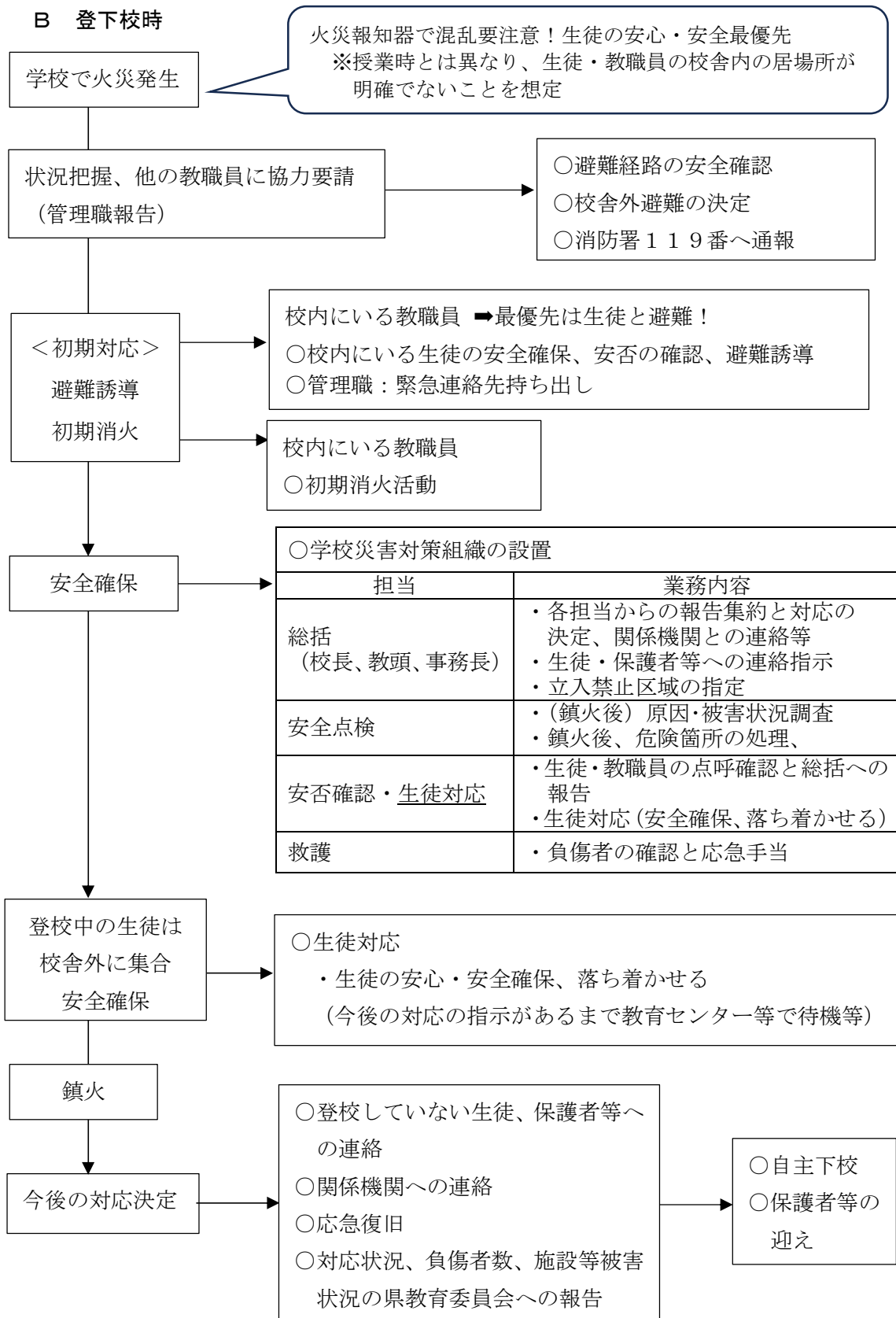
### 3-3 災害発生時の対応

#### (1) 火災が発生した場合

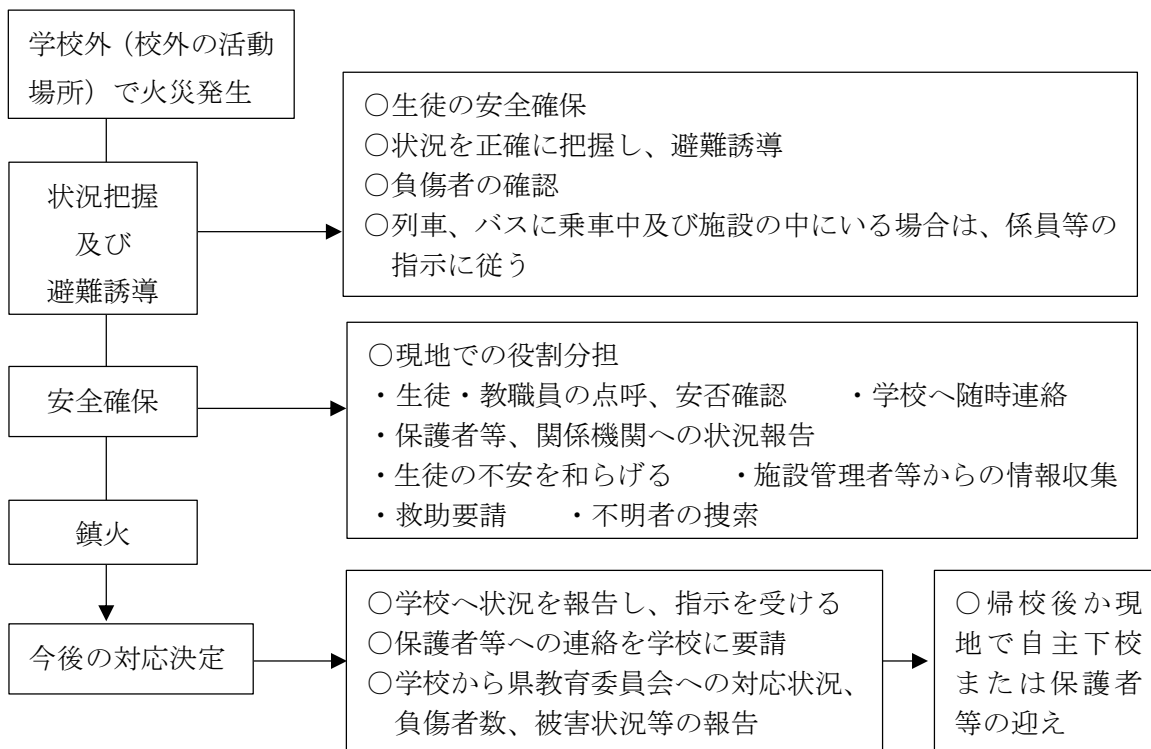
##### A 在校時



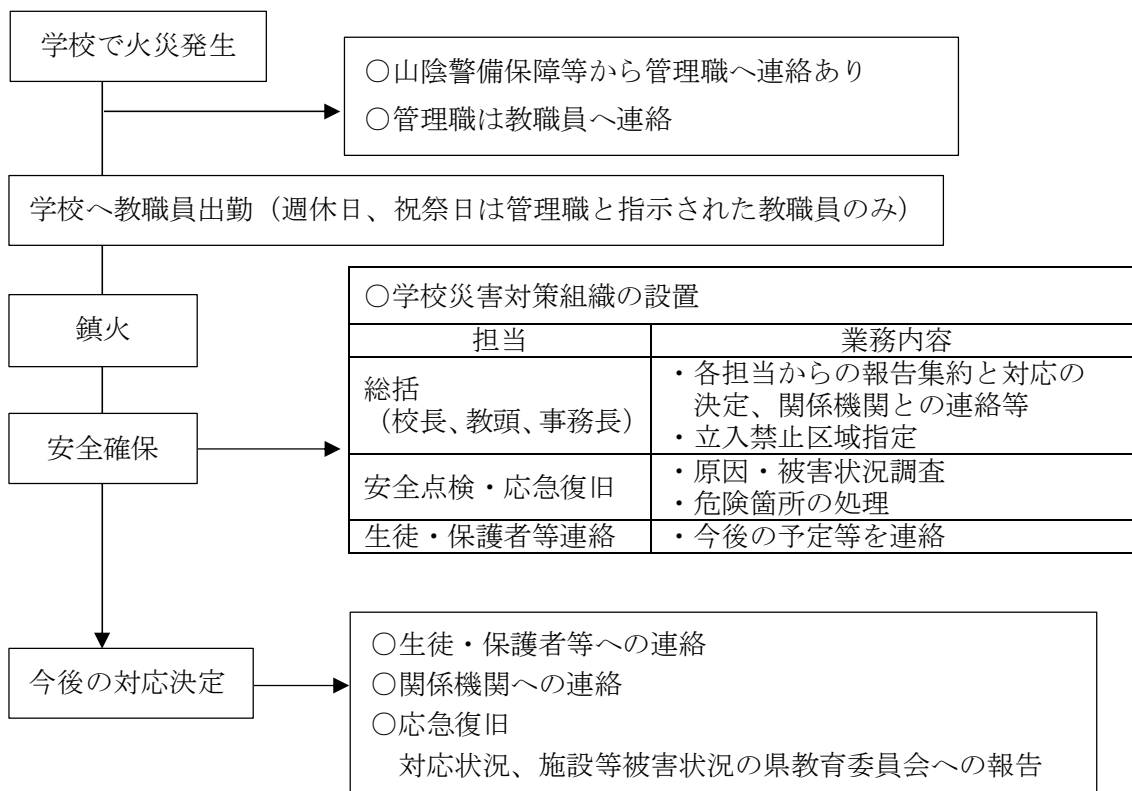
## B 登下校時



### C 校外活動時



### D 在宅時





(2) 気象条件等に伴う学校の臨時休業等の基準について

A 学校を臨時休業とする場合

① 基準等について

原則として、以下の表1の「情報」の欄の各基準により、校長は臨時に授業を行わないこと（臨時休業）を決定する（当該決定内容は、学校ホームページ及びGoogle classroomに配信する）。

<表1 避難情報等による臨時休業の基準について>

情報	避難情報等(気象庁又は市町村が発令※ <sup>1</sup> )	防災気象情報(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)	その他
基準	①午後1時の段階で、学校所在地(鳥取市湖山地区、以下省略)を含む地区に対して、 <b>警戒レベル3～5※<sup>2</sup>のいずれかが発令されている場合</b>	①午後1時の段階で、学校所在地を含む地区に対して、 <b>大雨特別警報等の特別警報又は氾濫発生情報が発表されている場合</b> ②午後1時の段階で、学校所在地を含む地区に対して、 <b>土砂災害警戒情報が発表されている場合</b> ③午後1時の段階で、学校所在地を含む地区に対して、 <b>大雨警報及び洪水警報が発表されている場合</b> ④午後1時の段階で、学校所在地を含む地区に対して、 <b>少なくとも大雨警報等の警報が1つは発表されており、以降の気象予報から、臨時休業の必要があると校長が認めた場合</b>	①気象条件、JRの運行状況・運行計画等により総合的に判断すると臨時休業の必要があると校長が認めた場合

※1 警戒レベル3以上は市町村が発令(警戒レベル1及び2については、気象庁が発表)

※2 「警戒レベル」とは、平成30年度7月豪雨を受け、令和元年度出水期(6月頃)から開始された、災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直感的に理解できるような防災情報

②その他

学校との遠近にかかわらず、自宅等を出発する時は、出発地の気象状況や、学校所在地を含む地区に対する避難情報、防災気象情報及びJR等交通手段の運行情報等を収集するなど、「自らの命は自らが守る」意識を持って慎重な判断を行うこと。特に、学校と自宅等が遠距離である場合、地域によって気象状況が異なることもあるため、無理な移動はしないこと。

なお、登校のため、午後1時までに自宅や就労先等を出発する生徒は、学校に連絡を入

れて指示をもらうこと。

**B 学校は臨時休業としないが、登校できない生徒を欠席扱いしない場合**

原則として、以下の①及び②の場合は、生徒の安全等を優先し、登校を要しない。(当該登校を要しない旨は、学校ホームページ及び Google classroom で連絡する)。

**①居住地区に避難情報等の発令等がある場合**

ア 登校のため自宅等を出発する時点で、生徒の居住地区の避難情報等にある警戒レベルが発令又は防災気象情報にある①～③の警報が発表になっている場合

イ 学校ホームページ及び Google classroom 等により、指定する地区の生徒は登校不要の連絡があった場合

**② J R の各路線に運休等があった場合**

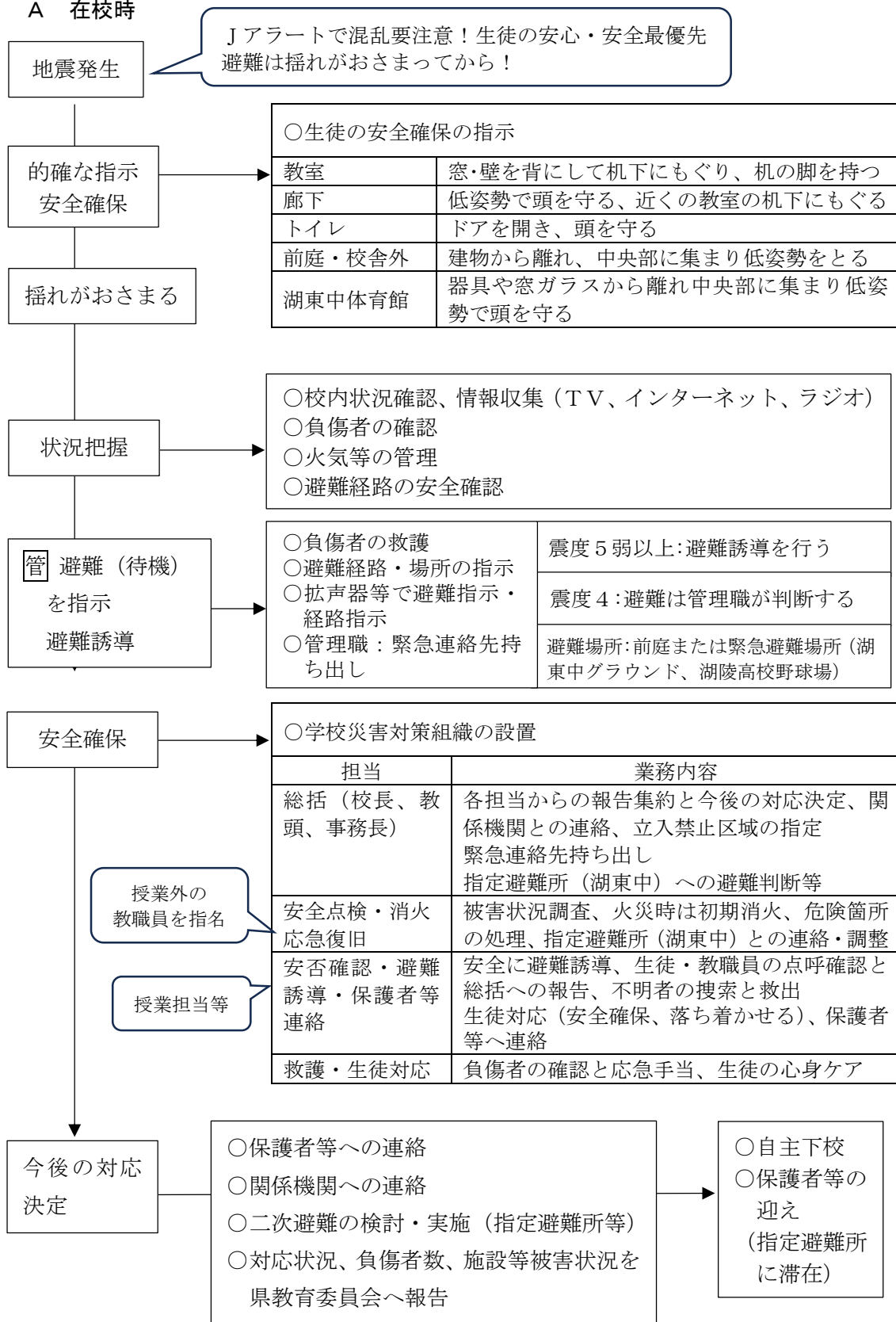
授業開始時刻までに登校できる見込みがない場合については、登校せず安全確保に努める、もしくは Meet による家庭学習等を行うこと。

**③途中で授業を中止し下校させる場合**

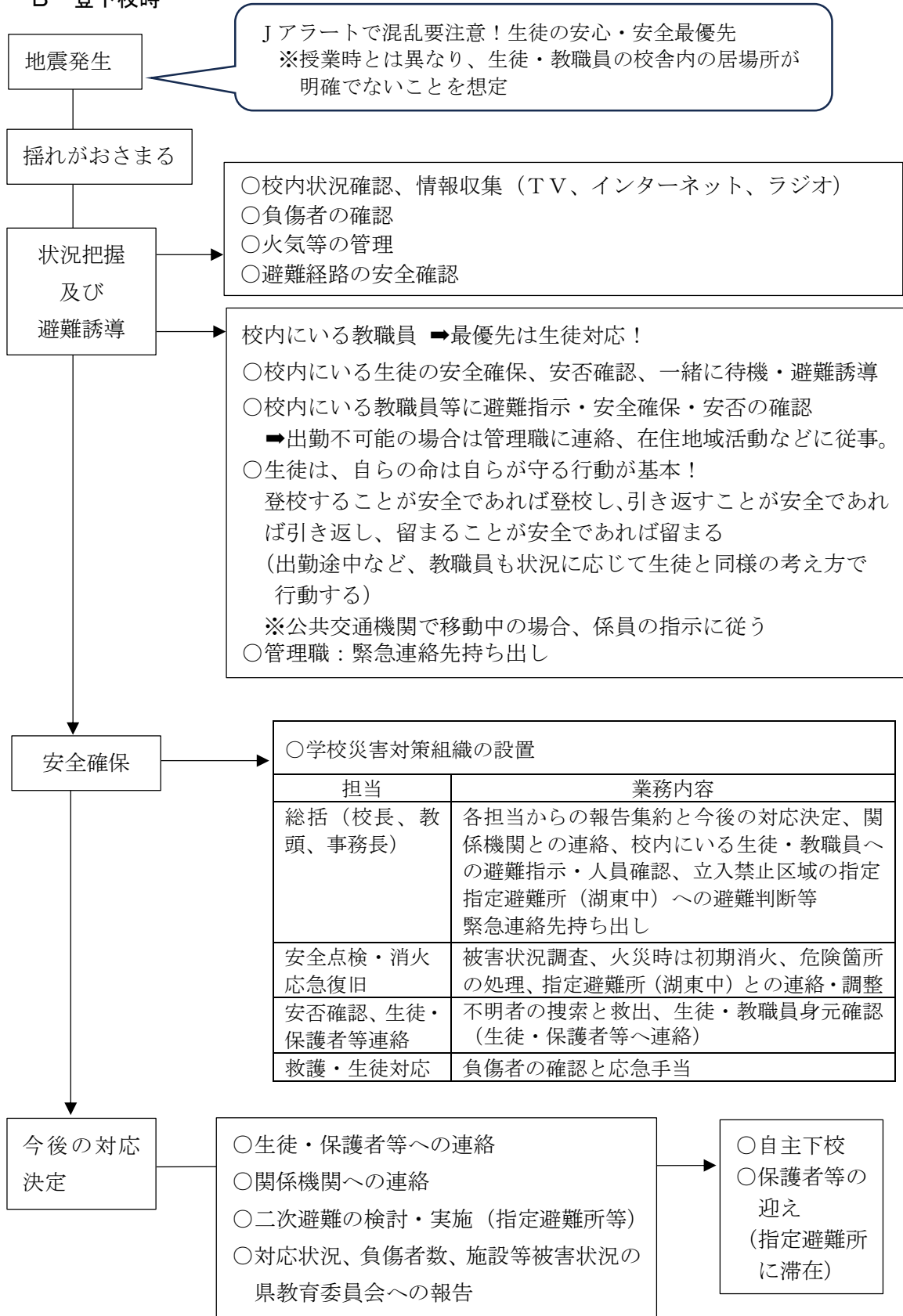
気象条件、J R の運行状況・運行計画等により校長が総合的に判断し決定する。(当該決定内容は、学校ホームページ及び Google classroom 等に配信する)。

### (3) 地震が発生した場合

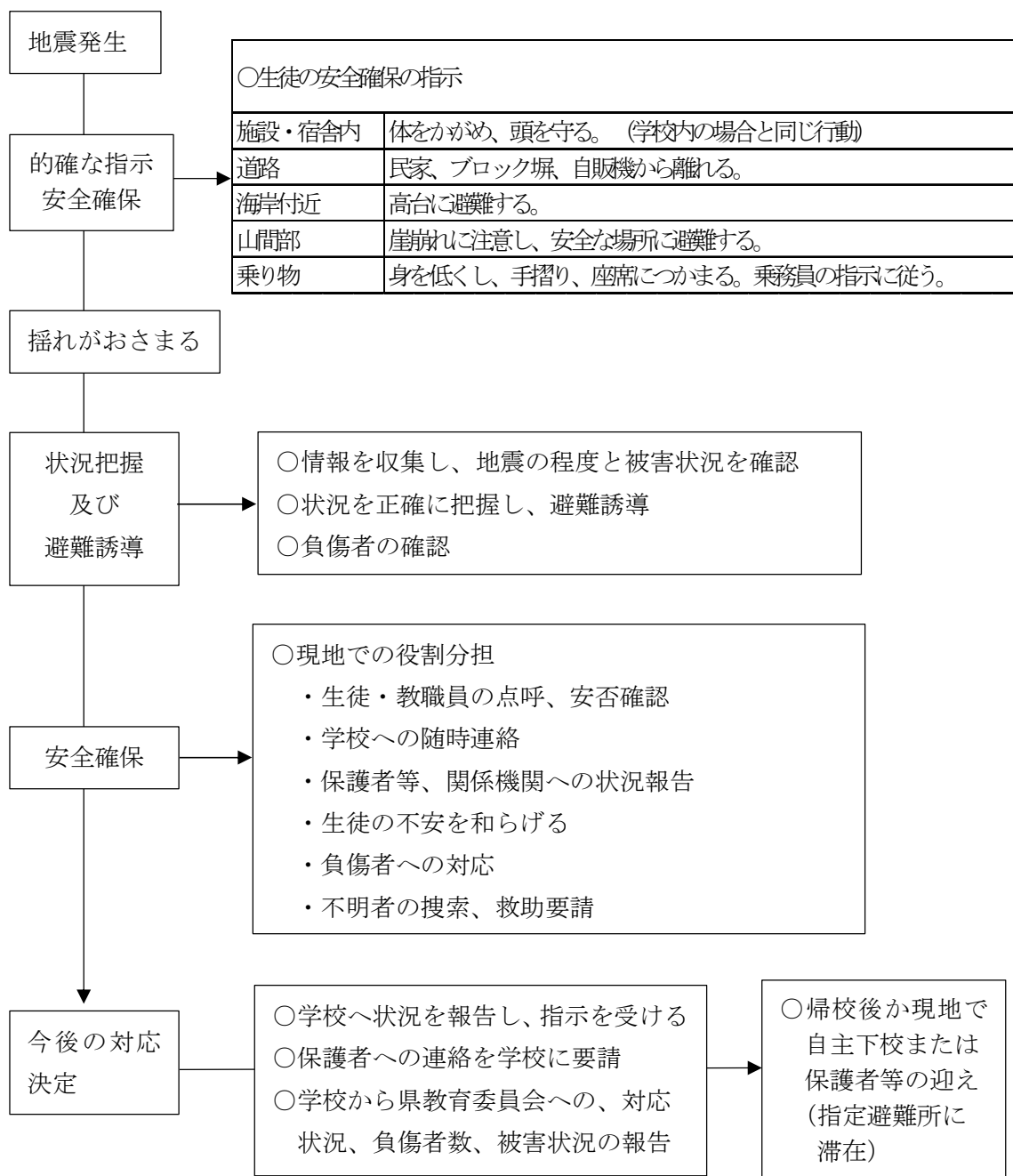
#### A 在校時



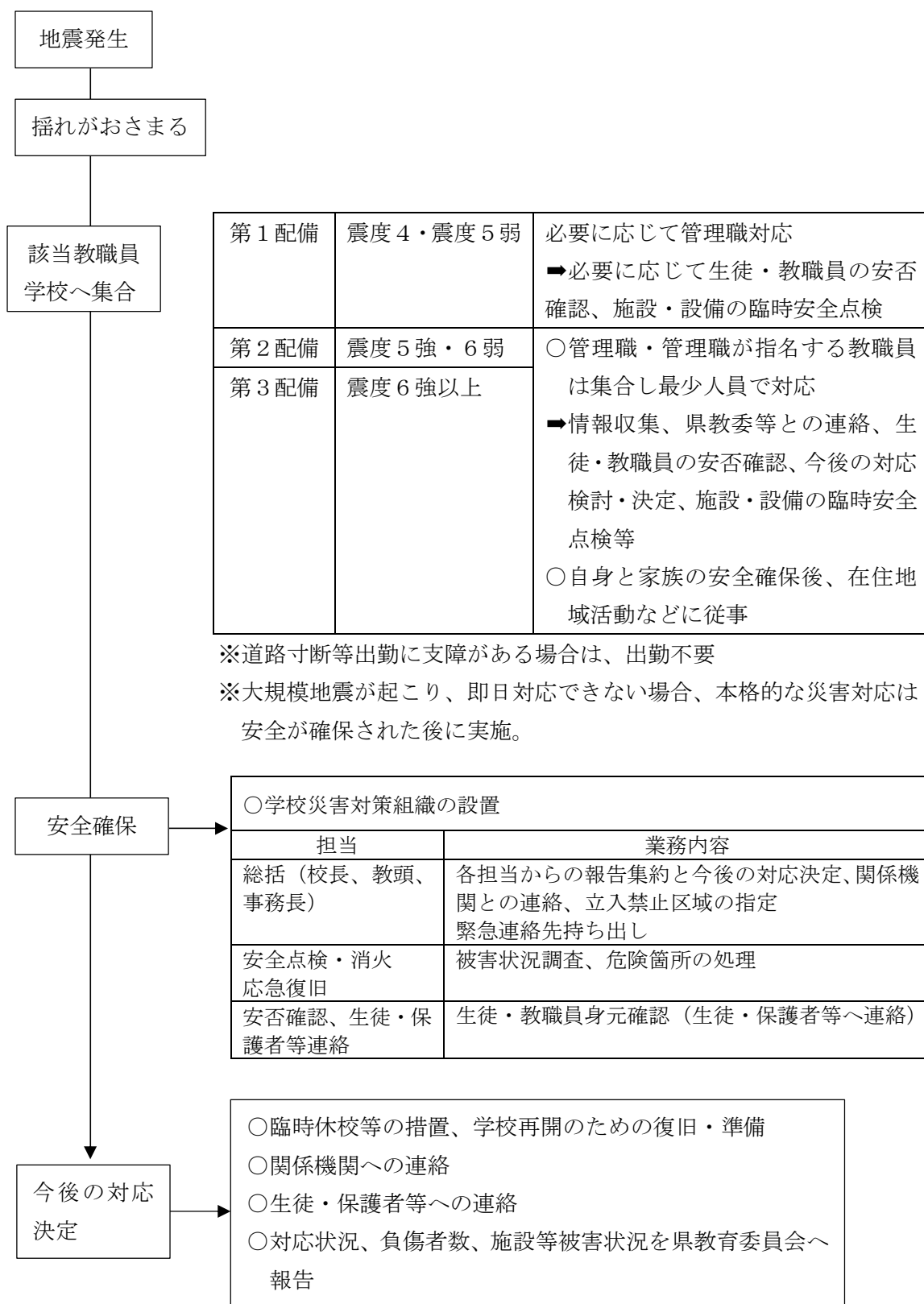
**B 登下校時**



### C 校外活動時

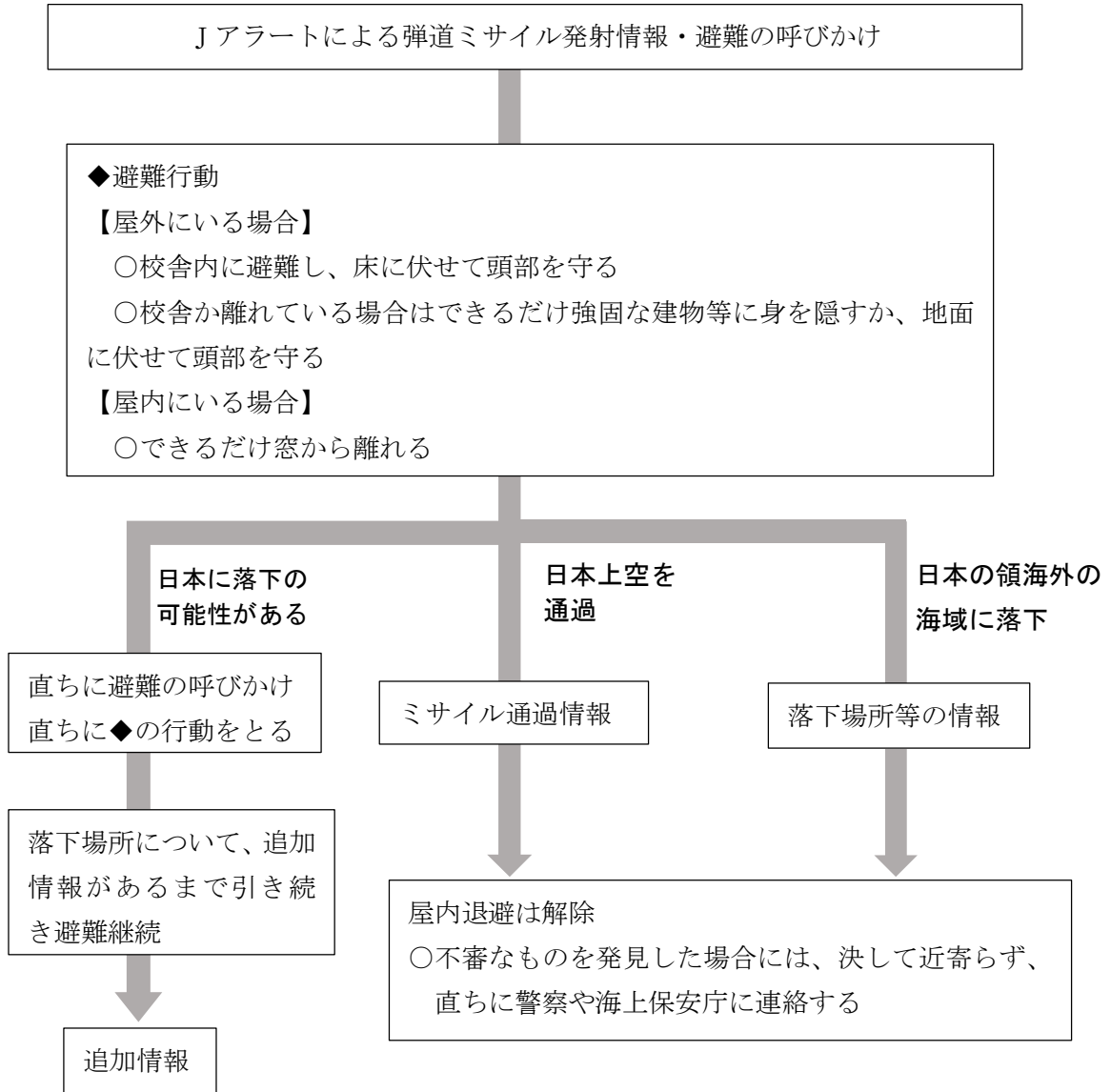


D 在宅時（勤務時間外、休日等）

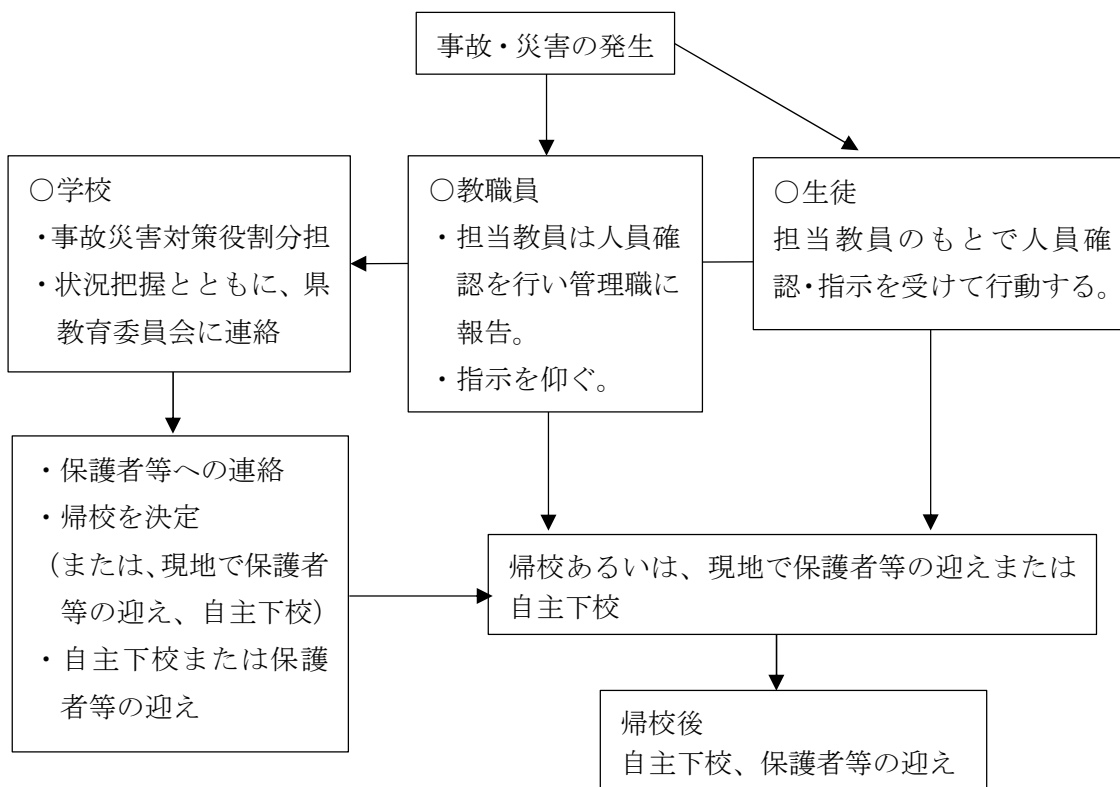


### 3-4 その他の危機事象の発生時の対応

#### (1) 弾道ミサイル発射に係る対応について



### 3-5 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応



## 4 事後の危機管理

### 4-1 事後（発生直後）の対応

#### ①生徒等の安否確認

- ・生存が確認できれば「けがはないか、気分は悪くないか」確かめ、落ち着き安心できるよう「大丈夫、一緒にいますよ」など声掛けを行い、そばに寄り添います。

#### A 在校時

- ・校舎に被災が及ぶ災害や、複数名が被災する事件が発生して避難した場合、安否確認を実施します。
- ・避難場所（グラウンド等）で、担任・授業担当等が生徒の安否確認を実施します。
- ・担任・授業担当等は、安否確認の結果を管理職に伝えます。
- ・教務主任または指名された教職員は、教職員の安否確認を行い管理職に伝えます。

#### B 始業前または放課後

- ・校舎に被災が及ぶ災害や、複数名が被災する事件が発生して避難した場合、校内にいた生徒の安否確認を実施します。
- ・避難場所（グラウンド等）で、部活動顧問が生徒の安否確認を実施します。
- ・帰宅している生徒や学校を欠席していた生徒には、担任、その他教職員が生徒の安否確認を実施します。



## C 在宅時

- ・複数名が被災する大規模な事故や災害発生後、生徒の安否確認を行います。
- ・管理職は、安全に出勤できる教職員に限り、出勤を命じます。
- ・生徒（教職員）の安否確認する旨を、学校ホームページ及び Google classroom 等で配信します。
- ・生徒または保護者等に連絡を取り、電話・GoogleClassroom で安否確認を実施します。担任等は、生徒の安否確認の結果を管理職に伝えます。
- ・職員連絡網又 Google classroom で教職員の安否確認を行い、管理職に伝えます。

## ②保護者等の迎えと待機

### A 保護者等の迎えの要請

- ・事故・災害発生のため、保護者等の迎えを希望する生徒、または迎えが必要と判断した生徒については、緊急連絡先に連絡を入れ、車等での迎えを要請します。
- ・生徒からも、学校に迎えに来るよう連絡を要請します。

### B 待機

- ・TV、ラジオ、インターネット、防災無線、自治体や県教育委員会からの情報提供等を通じて情報を収集します。
- ・大雨・土砂崩れ・地震等による道路寸断やJR不通など、保護者等の迎えが困難な場合は、学校待機または指定避難所に滞在することもあります。

## ③保護者等・生徒・報道機関への対応

### A 保護者等

- ・被災生徒の保護者等への説明は、対応窓口を一本化し、説明が矛盾することなく、事実を正確に伝えるようにします。
- ・被災生徒の保護者等は、大きなショックを受けて不安を抱えているので、家庭訪問等により継続的に寄り添っていく対応を行います。また、保護者等の要望や状況に応じて信頼できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を紹介し、相談・支援が受けられるようにします。
- ・被災生徒の家族が他校にいれば、他校と連携して継続的なサポートを行います。
- ・生徒の身体に重大な傷病があった場合、被災生徒本人（成年生徒）や保護者等の了解を得て意向に沿う形で、緊急説明会（保護者等対象、場合によっては生徒も含む）を開催する場合があります。緊急説明会では、進行を教務主任、状況説明・事実確認を教頭、今後の対応策について校長から説明し、質疑を受けます。

### B 生徒

- ・事後、被災生徒本人（成年生徒）や保護者等の了解を得て、意向に沿う形で全校集会

を開く場合があります。

- ・被災生徒の人数、本人（成年生徒）や保護者等の同意が得られれば学年・名前、被災（傷病）の状況、今後の対応策について校長から説明し、質疑を受けます。

### C 報道機関

- ・報道機関との対応窓口は管理職に一本化し、県教育委員会と連携して対応します。
- ・必要があれば、被災生徒本人（成年生徒）や保護者等の了解を得て意向に沿う形で、記者会見を行います。
- ・記者会見では、進行を教務主任、状況説明・事実確認を教頭、今後の対応策について校長から説明し、質疑を受けます。

### ④教育活動の継続

- ・教育活動の再開に関しては、県教育委員会等と協議の上、決定します。
- ・応急教育計画を作成します。応急教育活動のおよその期間、実施する場所、授業時間割、オンラインでの実施などについて計画します。
- ・教育活動再開は、生徒・保護者等に向けて、学校ホームページ及び GoogleClassroom 等で通知します。
- ・被災生徒はオンライン学習で対応しますが、疾病の有無などによって主治医と相談の上実施を判断します。

### 4-2 心のケア

- ・事故・災害が発生した後の生徒の心身の健康状態について、個別の面談を丁寧に行い把握します。
- ・心身の不調を訴える場合は、担任のほか、生徒が希望する教職員等がその内容を聞き取り、内容に応じて保護者等や関係機関と連携してケアに努めます。専門機関を紹介する場合があります。
- ・教職員には相談窓口を示し、不調の場合は受診を勧めます。

### 4-3 調査・検証・報告・再発防止等 ※緊急対応マニュアル参照

- ・事故等発生の原因の解明と再発防止のため、基本調査を行います。基本調査は、事故に関係する生徒・教職員を対象として実施します。生徒への調査は、生徒の意向もききながら、担任のほか管理職が指名する教職員等が行います。教職員への調査は、管理職が行います。場合によっては、調査を学校と利害関係のない第三者に依頼することがあります。
- ・内容は、事態に至る経緯とともに、「いつ・誰が（誰と）・何を・どうしたか」について、時系列になるように調査します。
- ・学校が知り得た事実は、被災生徒本人（成人生徒）や保護者等に対して正確に伝える

等、誠意ある事態への対応に努めます。

- 県教育委員会への報告は、事故発生後第一報を管理職から連絡し、報告内容が確定次第、文書で報告します。また、必要であれば臨時スクールカウンセラーの配置等支援要請を行います。
- 調査・検証から再発防止策を講じ、教職員に実施の徹底を図ります。
- 再発防止策を考慮した危機管理マニュアルに改め、備えとします。